

平成25年 第3回 築上町議会定例会会議録(第4日)

平成25年9月11日(水曜日)

議事日程(第4号)

平成25年9月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(15名)

1番 工藤 政由君	2番 小林 和政君
3番 宮下 久雄君	4番 西畑イツミ君
5番 西口 周治君	6番 工藤 久司君
7番 有永 義正君	9番 吉元 成一君
10番 武道 修司君	11番 塩田 文男君
12番 塩田 昌生君	13番 中島 英夫君
14番 田原 宗憲君	15番 信田 博見君
16番 田村 兼光君	

欠席議員(1名)

8番 丸山 年弘君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 補佐 木部 英明君

説明のため出席した者の職氏名

町長 新川 久三君 副町長 八野 紘海君
教育長 進 俊郎君

会計管理者兼会計課長	田中 哲君
総務課長	則行 一松君
企画振興課長	渡邊 義治君
税務課長	田村 一美君
福祉課長	高橋 美輝君
建設課長	平尾 達弥君
上水道課長	加來 泰君
総合管理課長	松田 洋一君
農業委員会事務局長 ...	加來 直之君
学校教育課長	金井 泉君
監査事務局長	木部 英明君
財政課長	中野 誠一君
人権課長	中野 康弘君
住民課長	平塚 晴夫君
産業課長	田村 啓二君
都市政策課長	久保 和明君
下水道課長	古田 和由君
環境課長	永野 隆信君
商工課長	神崎 一浩君
生涯学習課長	宮尾 孝好君

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
西畑イツミ	1. 介護保険について	新しい地域支援事業の内容。 要支援への保険給付はどうなるのか。 認知症の人の場合は。
	2. 滞納整理の取組みについて	収納率が向上したか。 収納率を上げるための方策・努力等していること。 減免制度や納付免除制度・多重債務相談窓口等の周知はされているのか。
	3. 築城基地における施設整備について	F - 2 戦闘機関連の改修について
小林 和政	1. 住民の声は届いているか	必要ないのか。 現状は。 判断材料としての重要度は。 町政への信用に直結するものでは。
田原 宗憲	1. 堆肥・液肥について	堆肥の生産量についてお聞きします。 液肥散布についてお聞きします。
工藤 久司	1. 学校教育について	学力テストの結果を検証し今後どう生かすのか？ 築上町独自の教育を考えているのか？
	2. 職員の意識について	納税証明書の不備についての処理。 原因と対策は？ 職員の指導・教育はどうしているのか？
信田 博見	1. 旧蔵内邸について	今後について
	2. 鳥獣害対策について	深刻な状況だが本気に取組んでいただきたい。 ハンターを増やす対策は。
	3. 液肥について	組合(広域環境)を離脱して処理できるのか。 旧築城地区のし尿の液肥化は。 農家の意向は。

午前10時00分開議

議長(田村 兼光君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1.一般質問

議長(田村 兼光君) 日程第1、一般質問です。これより順番に発言を許します。発言は昨日の続きの議員からとします。

では9番目に、4番、西畑イツミ議員。

議員(4番 西畑イツミ君) おはようございます。きょうは東日本大震災が発生してから2年半です。復興はまだですが、1日も早い復興と生活再建を祈らずにはおられません。また、亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

では、通告に基づきまして、介護保険について質問いたします。1番と2番と一緒に質問したいと思いますのでよろしく願いいたします。

新しい地域支援事業の内容と要支援への保険給付はどうなっているかについて質問いたします。

8月21日、安倍政権は公的介護、医療、年金、保育の諸制度を大改革していく手順を定めた「プログラム法案」の骨子を閣議決定しました。介護については、介護保険第6期に向けて軽度の生活援助サービスを取り上げる改革が検討されております。要支援者を保険給付から外す、一定以上の所得者の利用料を引き上げる、施設からの居住費、食費を軽減する補足給費を縮小するという内容になっております。特に問題になるのは、要支援1、2を保険から外し自治体の支援事業に移行させることです。広域連合が実施主体になるのか、市町村が実施主体になるのかはまだわかっておりませんが、少なくとも今の現行よりサービスを落とさないようにすべきです。今の地域支援事業は介護給付費の3%という上限が設定されていますが、これもどうなるかわかっておりません。

そこで、現在取り組まれております地域支援事業の必修事業と任意事業がありますが、その事業内容と利用料がかかるのかを教えてください。

議長(田村 兼光君) 高橋福祉課長。

福祉課長(高橋 美輝君) 福祉課、高橋でございます。

介護保険の任意事業、それから介護保険予防事業について説明いたします。

まず、介護保険の予防事業でございます。介護保険予防事業の中には二次予防事業とそれから一次予防事業がございます。二次予防事業の中には、二次予防事業の対象者把握事業、それから通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業、二次予防事業評価事業というのがございまして、築上町ではただいま二次予防事業の対象者把握事業と通所型介護予防事業を対象としております。一次予防事業につきましては、介

護予防事業普及啓発事業、それから地域介護予防活動支援事業、一次予防事業評価事業がございます。その中で築上町としましては、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業を対象としております。

それと、任意事業でございますが、任意事業の中には介護給付等の費用適正化事業、それから家族介護支援事業、その他の事業でございます。その中で、家族介護支援事業につきましては家族介護継続支援事業を対象としております。

その他の事業といたしましては、成年後見制度利用支援事業、それから「食」の自立であります地域自立支援事業を対象としております。

そのほか、町独自の事業もいろいろ、生きがい事業とか軽度生活事業、それから在宅介護等を行っております。

それと、自己負担でございますけれども、それぞれの事業で自己負担が異なったもので負担がかかる部分がございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 事業内容、利用料がかかるということがわかりましたので、そのことについては今後6期の介護保険の事業の中でどう変わっていくかということを見詰めてまいりたいと思います。

介護保険で要支援と認定された高齢者に対する保険給付、予防給付を廃止し、市町村の判断に任せる新しい地域支援事業では、サービスの内容は市町村の裁量任せで人員も運営基準もありません。サービスはばらばらとなってしまいます。財政が厳しい市町村や市長の考えでさらにサービス内容が変わってきます。

町長にお尋ねいたしますが、介護保険で要支援と認定された高齢者への保険給付を廃止しないように、町長は広域連合議会の議員ですので、広域連合議会や全国町村会において言ってもらいたいと思いますが、町長の考えをお尋ねいたします。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には、国がいろんな制度を策定すればこれに従わざるを得ないというのが、私どもは財政的な問題等々から独自の政策च्छゅうのは考えられないと思っております。やっても、若干の子育てとかそういうものは若干やってますけど、このいわゆる保険、健康保険とか介護とか後期高齢者、これはもう連合、それから健康保険も将来的には県への移管を強く我々今要望してきておりますし、そういう形の中で国会で決められたことを独自にやれと言っても、なかなか我々の町村ではやる力量もないし、それはできないと判断しておりますし、国のほうが交付税措置をするから自分のまちで責任持ってやりなさいと、そういう通達が出ればこれはまた別として、独自の政策という形ではなかなか非常に莫大な金がかかるというふうなことで、今のところは国の制度がどうなるかというのを我々は待っておるところが現実でございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) そうすると、国の制度がはっきりした段階では遅いんですよ。その前に、来年この介護保険の要支援の認定に対する高齢者の保険給付廃止するのは、来年度法案が出てきますので、16年を待ってどうこうというのでは遅過ぎるんで、早目早目の対応をしていただきたいと思うんです。でないと、要支援の方たちが今介護保険を使っているいろいろ手当をしてもらうことによって、介護度が進まないように、また認知症にならないようにしておりますので、国の通達が出れば考えるとかということじゃなくて、早目早目の対応をしていただきたいと思います。でないと、町長は確かに執行機関ですから予算をつけることがあれでしょうけど、町民の命を守り、町民が元気で、そして過ごせるようにするのは町長の責務だと思いますので、通達が出る前にいろいろ検討していただきたいと思います。

次に、ちょっと済みません、座って言わせてください。認知症の人の場合ですが、大きな社会問題にもなっている認知症ですが、認知症とはどういうものかがよく知られていないために、激しく怒ったりして症状を悪くする例がたくさんあります。現在の介護保険ではどこまで対応しているのかを教えてください。

議長(田村 兼光君) 高橋福祉課長。

福祉課長(高橋 美輝君) 福祉課、高橋でございます。

確かに高齢化が進むことに伴いまして、認知症の方も年々増加の傾向にございます。今築上町も高齢化率が7月末現在で30.99%、約31%となっております。そのため、今議員さんの御指摘のありましたように、認知症の方に対する知識が薄いためにいろいろ虐待等が起きている現状でございます。その件につきましては、今24年の4月に立ち上がりました地域包括支援センター、こちらのほうで三職種の方たちとそれからケアマネさんたちで対応をしているところでございます。

築上町としましては、今年度認知症研修会等を実施する予定にしております。そして、その認知症の研修会を行うことで、家族の方々がお互いの情報交換ができる場所としまして、また家族の憩いの場ということで家族会を発足したいというふうに考えております。

また、認知症を早期に発見するためには、治療を速く始められるようなシステムを今後も検討していきたいと考えております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 済みませんでした。

認知症については、いろいろな方策をとってもらって認知症の症状というものをわかりやすく、また家族にも知らしていくということを、そういう取り組みをしてくれるということで大変ありがたく思っております。

先日、テレビで電話の子機の機能のペンダントを使っているのを見ました。現在取り組まれております緊急通報システムを電話の子機の機能のペンダントに変えられたらいいのにといいながら私はテレビを見ておりました。お茶をよく飲まれる高齢者の安否確認にはポット、部屋の空気が動かないと知らせる機能などいろいろなものが今あります。認知症の方が住み慣れた家で暮らせる施策が必要です。24時間対応のサービス

もあると聞きましたが、利用料等はどうなるのかお尋ねいたします。わかったら教えてください。

議長(田村 兼光君) 高橋福祉課長。

福祉課長(高橋 美輝君) 福祉課、高橋です。

質問の内容を確認させていただきます。利用料とおっしゃいましたけれども、利用料。(「そういうのはないんですか」と呼ぶ者あり)はい、特にはございません。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 認知症の方だけでなくお年寄りが住みなれた家で暮らせるような施策が、今新たにいろいろつくられてきております。この24時間対応のサービスも介護認定が必要になってきますが、ちょっと若干お金がかかるのでなかなか皆さん全てが対応できるというわけにはいかないと思いますが、できるだけこういう制度があるということをお知らせ願えたらいいと思っております。

これで、私はこの介護保険についての質問は、以上で終わりにいたします。

議長(田村 兼光君) 引き続きいいよ。西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 次に、滞納整理の取り組みについて質問いたします。

1番の収納率が向上したのかの質問ですが、町民税や固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、住宅の使用料、水道の使用料、後期高齢者医療保険料、介護保険の保険料、保育料などたくさんの徴収項目がありますが、滞納件数及び差し押さえ件数がわかれば教えてください。

議長(田村 兼光君) 田村税務課長。

税務課長(田村 一美君) 税務課、田村です。まず、収納率向上について、議員さんのお答えします。

税別に前年度と比較してみますと、現年度において町民税個人は98.14%が97.86%、町民税法人は98.52%が99.30%、固定資産税は96.90%が97.23%、軽自動車税は95.75%が95.84%とアップしています。国民健康保険税につきましては、92.82%が90.75%と2ポイントほど下がっていますが、おとし並みの収納率でございます。

また、滞納繰越分においては、町民税、法人税を除き各税ともアップしております。

続きまして、差し押さえ件数は平成24年度、不動産が3件、それと預貯金の分が70件、給与等が6件、国税還付金が2件、生命保険等が12件で、合計93件でございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 還付金は差し押さえてもいいんでしょうか。

議長(田村 兼光君) 田村税務課長。

税務課長(田村 一美君) 還付金と申しますのは国税、確定申告をしますと還付金が生じた場合、その足しての差し押さえでございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) そうすると、預貯金や給料と同じように還付金も差し押さえの対象になるということですか。はい、わかりました。

滞納で一番主な理由は何でしょうか。

議長(田村 兼光君) 田村税務課長。

税務課長(田村 一美君) 滞納金の主な理由と申しますと、ちょっと質問の意味がちょっとわからないんですけど。理由という。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 結局、滞納件数が多いということは、支払えない方が多いということ、それはイコール低所得者が多いってということなのか、貧困層が多いことなのか聞いてたかったです。そういうのはわかりませんか。

議長(田村 兼光君) 田村税務課長。

税務課長(田村 一美君) 税務課、田村です。

一応、そういう低所得者とか所得に応じて云々ちゅうのは調査していません。まず滞納があるかないかちゅうことの述べてございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 町民税とか固定資産税、軽自動車は収納率は向上したと言われましたが、全体の滞納整理に取り組んで全体収納率が向上したのかどうか教えてください。

議長(田村 兼光君) 田村税務課長。

税務課長(田村 一美君) 税務課、田村です。

先ほど申したとおり、全体的には向上しています。ただし、国民健康保険税に関しては前年度より2ポイントほど下がり、これはおとしの並みに収納率でございます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 私の質問が悪いのかどうかわかりません。ちょっと理解できないところがありますが、収納率が向上しているってということと、国保税はおとし並みの収納率だということ言われましたが、この中で悪質滞納者、俗に悪質滞納者と言われる方と支払い能力のない方の区別はどのようにされて徴収しておりますでしょうか。

議長(田村 兼光君) 田村税務課長。

税務課長(田村 一美君) 税務課、田村です。

議員さんのおっしゃるそういったもの調べてないんですけど、一応誓約書をとって対応をしています。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) そうすると、誓約書を幾ら送っても何らかの対応が町のほうになかった場合は悪質というふうに捉えるんですか。なかなか恥ずかしくて来れないっちゃんですよ。行くとお金を幾ら幾ら納めてくださいって言われる、それがもう苦痛で行かないっちゃん方も中にはいるんで、通知をやるだけじゃなくて電話とかもしないわけですか。

議長(田村 兼光君) 田村税務課長。

税務課長(田村 一美君) 税務課、田村です。

電話等も一応やります。それで、通知、来ないっちゃん形が、一応原則的には税金ですから、それで滞納処分ですから、あくまでもこちらに来てもらってやるっちゃんのが、税務課の職員のほうが出向いて行くこともあるんですけど、これは基本的には税務課のほうに来てもらって約束を、分納をするっちゃん形のやつをとっています。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) そうすると、誓約書を書いているから、町の方に来て、納められなかったらその理由を話して、また何らかの相談をするということですね。はい。なかなかそこが足が一步前に出ない方が多々あるもんですから、そういう方が悪質滞納者というふうに捉え方をされてるんだと思います。できるだけ出向いて行くようには話をしたいと思いますが、そういうお知らせなんかは、納期がいついつですというのはよく無線で聞きますが、そういうお知らせとかというのは別にしないわけですね。

議長(田村 兼光君) 田村税務課長。

税務課長(田村 一美君) 税務課、田村です。

次に入ってますけど、収納率の上げるための方策、努力はしてるかっちゃんことで、一応、現年課税分においては、各税の納期到来時には事前に広報紙掲載、無線放送で納付依頼をしています。督促発送、年2回の催告状の発送、窓口に来た場合は口座振替の推進をしています。

滞納分につきましては、随時契約不履行者の催告状を送付していますが、財産調査の結果、差し押さえ、執行停止、不納欠損を行っています。徴収困難事案につきましては、県と町との連携により、共同対策事業を実施しております。今後は搜索も実施し、差し押さえ物件を管下するために、全国公売、インターネットの公売等の参加も検討してます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 収納率を上げるための方策と努力をしていることについて今お答え願えましたが、口座振替のお願いを、あの中に書いてるんですかね。納付書をいただくでしょう、その中には書かれてるんですかね。(「はい、書いておりません」と呼ぶ者あり)一部の人だから口座振替のお願いを入れるのはど

うかなと思いますが、そういう方法もあっていいんじゃないかなっち、今聞いて思いましたけど、どんなふうですか。

議長(田村 兼光君) 田村税務課長。

税務課長(田村 一美君) 税務課、田村です。

納付書には一応口座振替の依頼等はありません。口座振替を依頼する場合は、一応用紙は銀行等にありますが、当然銀行印とかいうのを確かめてやります。そして全部が口座振替すると、全部納付するわけではありません。要するに、口座振替にはメインバンクとサブバンクがありまして、やけえメインバンクのほうに口座振替をしてもらいますと全部落ちますけど、通常サブバンクのほうにして、預金が入ってないで、逆にまた職員の事務がふえます。落ちなかった場合は普通徴収に落として、また督促、納付書等を発送するちゅう形になりますから。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 今聞いてましたら、町民の目線でやなくて職員目線でのような感じがしたんですが、確かに口座が引き落されてなかったら職員が大変でしょうけど、そのところはちょっと私には理解できないんですが、まず実績を上げるには職員が動くことだと思うんですよ。来てどうこうじゃなくて、やはり訪問して相談に乗るなりとか、そういうことがあれば収納率を上げることに結びつくのではないかなっち私は今聞きながら感じましたが、そのところが年2回の訪問だけに終わってるような感じがするんですが、ほかに訪問とかはしてないわけですね、徴収の。

議長(田村 兼光君) 田村税務課長。

税務課長(田村 一美君) 税務課、田村です。

以前は徴収専門官が約束のところに行って徴収するという制度もありましたけど、現在は徴収専門官もいないで、それは徴収系の職員でやっています。だから、全然徴収に行かないかちゅうことじゃありません。徴収には行ってます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 町長にお尋ねしますが、町税や国保税、各種の使用料とか貸付金の累積赤字、滞納を減らすために、町長はどのような対策を講じるつもりですか。ただ、今言われたように、督促状を出して来てもらうのを待つだけですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には、税金は国民の義務です。これやっぱりちゃんと町民の皆さんにわかってもらう普及をやっていかなければいけないと思っておりますし、そういう形の中で、税務課の職員は法に基づいて徴収事務を行うと、これがもう鉄則でございますし、ほかの料金とは若干これ違いますね。税というの

は国民の義務と、税もこれは、ほかの料金は給付に対する一定のお金だとこのように考えておりますんで、税とほかの債権という形、だからほかの債権は差し押さえをしようと思うても裁判所が差し押さえ申請しなければできないとかいう形になりますけれども、国税徴収法、それから地方税法に基づいてちゃんといろんな執行ができる、これが税務課職員の一つの、これは管理という一つ役割になるうかと思えますけど、義務を皆さんに果たしてもらおうという形の中で、だからやはりやっぱり税金というものをやっぱり子供のときから義務だということをちゃんとわきまえてもらおうと、このやっぱり啓蒙普及が私は大事だろうとこのように考えておりますし、もしこの義務を果たさなければ、ちゃんとした、いわゆる法的な執行は行われますよという、これをちゃんとやっぱり町民の皆さんにわかっていただくということがなければなかなかいい町にはならないと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 確かに税というのは町の予算にとって大切なお金ですので、確かにそれはわかります。わかりますが、この資料をいただいた、見ますと、24年度でも420万円以上の、国保税だけですが、滞納が生まれてるんですよ。町長いつも現年度分はきちっと払ってもらおうようにすると言われてるんですが、24年度にこれだけの滞納が残るということは、その年の徴収に問題があったのじゃないかなと普通思います。納める人にいろいろな事情があるのはわかりますが、職員がどういうことをしているのだろうか、これだけの400万を超えるような、23年度からしたら1.5倍ですよ、滞納が。だから、そのところが、確かに不景気です、今。だから、そして仕事がなく納められない人とか、国保税が一番悪いところは国の制度が悪いんですけど、前年度の収入に対してお金がかかるでしょう、税金は。だから、それで収入がないのに、前年度の収入に対してかかるからこれだけの滞納が生まれるんだと思うんですが、町長がいつも常日ごろから現年度分はきちっと納めてもらうっていうのが職員にきちっと伝わっているんだろうか。この資料見ると思うんですよ。だから住民サービスを徹底して行って、職員が一生懸命に町民に対応したら、あの職員はよくしてくれるからやっぱ払わないけんというふうな気持ちになると思うんですよ。確かに各課の職員一生懸命働いております。働いておりますが、今以上の接遇が必要になってくると思うんですが、そのところはどのようなことをなさってますか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には西畑議員のおっしゃるとおりですね。いわゆる課税の問題、これがやっぱり前年度の所得に対して課税がされるという、これはもう国民健康保険税特有の制度で、住民税も前年の所得でございますけれども、勤めている方はいいんですけど、退職した人がやっぱりどうしても、会社を合理化で退職した人、退職金ももらえないで退職した人とか、こういう人たちはやっぱりどうしても払えない状況にあると、この場合には誓約書書いて税務課ちゃんと対応してるんですよ、まじめに。そして誓約書を書いてこの誓約書に違反した人、月々2,000円ずつ納めますとか5,000円ずつ納めますとかちゃんと税に合った形で年度間に済むような形で誓約書を書いてもらってる。そしてこの誓約書を破った人たちが、例えば、現

年度についてはまだ最後までわかりませんが、5月までに納めるという一つの徹底した原則がございますが、本来なら納期納付を皆さんしてもらおうと、そうすればまた非常に事務をはかどりやすく人員も少なく済むんですけど、なかなか納期納付がまだまだ徹底されてないという現状がございます。これもやっぱりちゃんと今無線で呼びかけているけど、まじめに納める人はちゃんと納期内に納めていただいているという状況がございます。

しかし、現年度に納めてもらえばという気持ちは、これはもう10年からあってありますんで延滞金も取ってありません、実際現年度に納めた方は、そういう形の中で、だから現年度極力納めてもらうように、そして残りの滞納は時効にならないような形でちゃんと制約をして、少しずつ分割納入でいいから、一応基本的には何年計画でこの滞納金を全部払うと、そういう形で制約をとっておるんです。この制約をとっておるけれども払えない人をちゃんと差し押さえをするという形の中で、これは悪質なのが多いでございます。働いておっても払わないとかいう形になれば、給与を、差し押さえを、今励行しております。

そういうことで、本当にお金がないで払えない人も実際あります。離職した人、そのときは一応誓約書等々で猶予をとりながら払える、一応、最大限に払える金額が幾らですかという形で、状況を考慮しながら誓約書もとっておるというのは現実でございます。そういう形の中で、税務課の職員は血も涙もないというのは職員にもございませんし、そういうことで状況を把握しながらちゃんとした形で、時効にならないという、これが鉄則でございますし、そういう形の中で事務を行っておるというのが現実でございますし、あとはやっぱり納税意欲をちゃんと高めるといふ一つの、これは大事なことでございますけど、なかなかそうはいってないというのは現実でございますし、この納税意欲の高揚を、今からでもまだちゃんとした形で、学校あたりでもちゃんと皆さんに勉強してもらおうということが大事ではなからうかなと、このように考えておるところでございます、決して税務課の職員が滞納があるからといってサボっておるわけではございませんので、特に国保税は非常に、いわゆる低所得者の方、自営業の方、景気が悪いというところもでございます。そういう形になれば現年が納めづらくて滞納もあるというところもございまして、そういうことで分割納入をちゃんとしている方は差し押さえもやってないというのが現実でございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 今、町長が子供のころから納税の気持ちを培うように教育が大事と言われました。私も確かにそれは必要だと思います。これは教育委員会のことですのでまた後日このことについては質問したいと思いますが、誓約書を書きますよね。そうすると1,000円しか払えないのに、それじゃあちょっと困りますからもう少し額をふやしてくださいとか言われる例があるというふうに聞きました。そうすると、もう役場に行ったらまた言われる。もう、だからちゅう、で行かなくなる人が何人か私知っておりますので、1,000円しか払えないと言ったら一応1,000円で書いてもらって、そして何箇月か経ったら少しはふやすことができますかとかいうようなやり方はできないんでしょうか。

議長(田村 兼光君) 田村税務課長。

税務課長(田村 一美君) 税務課、田村です。

先ほど、子供の教育のことを言っていましたけど、税務課では税務署と一応教育課と合同で小学校5年生、6年生を対象に租税教室を実施しています。これは税務課の職員と税務署の職員と同じタイアップして1時間授業でやってます。それと、小学校に関しては、学校の希望によりやるやつです。ことしは、本年度は下城井小学校と椎田小学校じゃなかったかなと私思うんですけど、それと先ほど冷たい云々ちゅう言い方言うけど、そういう部類のものはあると思いますけど、できるだけ本人に添って、誓約書も本人と共同で話し合いますから、ただしアップの要求する場合もあるかもしれませんが、ちょっとそこら辺のとは詳細に把握してません。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 3番目の減免制度や納付免除制度・多重債務相談窓口等の周知がされているかお尋ねいたします。

生活保護以下の収入で貧困を理由とした納付免除制度がありますか。また、滞納されている方の中には多重債務を抱えている場合があります。多重債務相談窓口がありますか。翌年の所得が3割以上減ったときに住民税の減免制度があることを周知徹底されておりますか。

以上、3点をお願いします。

議長(田村 兼光君) 田村税務課長。

税務課長(田村 一美君) 税務課、田村です。お答えいたします。

まず、固定資産税の火災等による減免については、事故発生数日後、総務課、行政消防担当者と連携し、所有者が来庁した時に減免に関する書類を提出してもらいまして、納期内のやつで減免しています。また、軽自動車税の減免につきましては、事前に広報紙へ掲載し、無線放送と周知をしています。

先ほどのやつで、多重債務窓口を開けているかちゅうことに関しては一応やっておりません。ただ、納税者と面談する際に多重債務のやつの聞き取りはやっております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) もう1点の所得が急激に減った場合の。前年度に比べて所得が3割以上減った場合の救済措置があると思うんですが、その周知徹底を行っているかどうかというのは、そういうのはやっておりませんか。

議長(田村 兼光君) 田村税務課長。

税務課長(田村 一美君) 税務課、田村です。

やっておりません。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) やはり、こういう制度があるということは、本当に困っている人のためになると思いますので、ぜひ来年度からでもこういう制度が、救済できる制度がありますよというようなお知らせを出していただけたらいいと思っております。

これで、私は2番目の滞納整理の取組みについての質問を終わります。

次に、築城基地における施設整備について質問いたします。F - 2戦闘機関連の改修については、きのう西口議員の質問の中で、平成28年度に三沢基地からF - 2が1個飛行隊って言うんですか、が来る、そのための格納庫と飛行隊指揮所と言われましたが、なぜ改修が必要なのか教えてください。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) なぜか、これはもう防衛省に聞かなきゃ、私はこういう改修をやりますという通告を受けておるだけで、必要性は、これはF - 2に変わる場合に必要だろうと思うんでやると思うんで、そのはっきりした理由は聞いておりません。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) そうすると、また戦闘機がもし変わったらまたやるということになるわけですね。そういうことはないんですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) それは当方ではわかりませんが、改修すればいわゆる基地交付金、いわゆる国有提供等施設助成交付金に関する法律の価格が私は上がるから、これは私は歓迎すべきだろうと思っております。基地交付金の全体的な価格が上がれば、全国的な配分、そのふえた分だけ少し配分が受けられるんで、これはこれで改修して町のほうに特になると考えておりますし、あとF - 2がどのような形であるかというのは今からの話になってくるんで、改修なぜやるかちゅうのは、これはもう当然必要だからやると私は理解しております。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) この内容について、通告がないからわからないということですが、場所とかわかるっていうか、きのうそういうふうの説明してましたので、そういうのがわかるのかなと思ってお聞きしましたが、町長はわからないということで、それはいいです。

次に、F - 2を持って来ることによって今の訓練内容が変わってくるのかどうか。それによって騒音がどうなるのか、今まで受験時期や入学式とか卒業式とか運動会のときは訓練してませんでしたよね。それがF - 2が来ても今までどおりに訓練をしないのかどうかっていうのはわかれば教えてください。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には、今といわゆる時間的な問題とか、例えば月曜、火曜日は夜9時までやりますよね。あとは大体ほとんど、しかし天候が悪かった場合は日延びする場合がございますが、そういうものは

変わらないと思っております。ただし、騒音については、離陸するときエンジンが1基なんでF - 15よりは騒音がうるさいと、そういうデータは私は出ていると思っておりますし、だからそういう形の中でアフターバーナーということで、いわゆる後ろに吐く、F - 15は使わないんですけどF - 2は使うということで、非常に離陸時の騒音が激しいという形は私は、それと単発であるので、平常時でも2基のエンジンをしたよりも1基は強い回転を出さなければ飛ぶことができないと思っておりますので、基本的にはF - 15よりは騒音の度合いは私は強いというふうに感じております。データもそういう形で、多分離陸時は出ていると、私報告を受けておるところでございます、そういうふうに感じております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) この騒音のことについては、きのう西口議員も尋ねて町長が答えておりましたが、きのうでしたかおとついでしたか、7日の日でしたね、訓練があったの。あれはF - 15ですか。F - 15。はい。F - 2が来ることによって基地強化になるのではないかなっち私思うんです。それで基地拡張が今されておりませんが、それによってまた基地拡張の問題が生じてくるのではないかと心配しておりますが、そういうことは今のところないと思っておりますよしいですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) そういう話は聞いておりませんが、当方としては極力丘から離れたところに基地は持って行ってほしいという要望をしております。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 最後に、機動も態様変更だということを町長は強調されておりましたが、告示後の住宅防音工事を認めさせることの交渉をしていくんですか。それとも防音区域をコンタ を広げることの交渉していくのか、もう一度確認させてください。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には両方やっていかなければいけませんけど、一応話は告示後、これはもう同じコンター内にあってできないと、防音工事はできないという不合理な現象があると。例えば、コンターはやっぱり騒音の測定というものをやっぱりやっていかなきゃいかん。ただし、道1個でここは防音区域、道から外は、反対側ですね、防音区域でないというこういう不合理は何とかやめてほしいということで、少しずつでも拡大してほしいという要望は常にやっておるし、なかなかこれも予算の問題等々あります。だからそういう形の中で、防衛省内部でちゃんと予算のいわゆる配分がつけばそういう形でぜひやってほしいという言い方を僕は常に言ってきたけど、なかなかそれは実現しないというのは現実でございます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) わかりました。防衛省でしたかね、基地対策で告示後の住宅騒音工事のことでかなり厳しく言って、「前向きに検討します」と言うからできるのかなって思って帰ってきたんですが、全然な

ってませんで、基地周辺のあの部分は通っただけでしたが、ああいうふうに言って希望を持たせるようなやり方っていうのはどうかなっちは思ったんですが、またきのう米軍再編の協議会が20団体あって、一緒に交渉を重ねながら予算を獲得していくと言われておりましたが、6基地20市町村だけで無理ならば、築上町には築城と八津田に基地協議会がありますし、議会も特別委員会がありますし、みやこ町も行橋市もありますので、連携して要請行動を波及的に行ったらどうだろうかと思うんですが、そういう要請行動については町長はどう思われますか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) きのうも言いましたように、1市2町行橋とみやこ連携をとりながらやるということは、行橋、みやこも米軍再編の協議会の中に入ってますけれど、築城基地関連の自治体として福岡防衛局のほうには、もし実質これが平成27年度末にF - 15が沖縄に行って、28年の初頭には、28年の末ですかね、F - 15が沖縄に行くと、そして、そして28年の4月か5月にはF - 2が20基F - 15のかわりに来るという、そのときまでには何とか交渉を重ねていきたいとこのように考えておるところでございますし、今後の推移、また皆さん方も基地対策委員の皆さん、議会の皆さんも、それから地元の基地対策委員の皆さんもきちっと私は意見を承っておりますんで、この声福岡防衛局、それから防衛本省に行ったときには、こういう非常に地元の願いはこういう形ですよと、気持ちはこうですよということで伝えていながら、ぜひそういう形で何らかの改善をしてもらうように今努力をする所存でございます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) もう一度聞きます。地元の声を吸い上げて防衛局のほうに交渉してるという、それに地元も皆さん、協議会の皆さんと一緒に行って実情を訴えるというような、そういう要請行動に取り組みますかとお尋ねしたんです。そういうのはしませんか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) それはもういつもやっています。予算もいつもちゃんと、要望に行くときの予算は議会にもつけておりますし、地元の基地対策委員会が計画があるという形であれば予算はつけておりますんで、それはそれぞれの団体で計画を立てていただければ予算はつけます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) わかりました。地元の基地対策協議会だけでなくみやこ町、行橋市との地元の皆さんとも一緒に要請行動をされるともっと強力なバックアップになるのではないかと私は思いましてお尋ねしましたが、やっていることっていうことで町長が打ち切りますが、やはりこれを勝ち取りたいのであれば、第1波、第2波、第3波というふうには要請行動をして、いかに築上町のある築城基地がみんなに迷惑をかけているんだということをやっぱしらしめす必要があると思います。それについて西口議員もかなり厳しく言っておりました。だから町長もそういう立場で、絶対この予算を勝ち取るという強い気持ちで臨むのであれば、皆さんと一緒に要請行動に立ち上がるべきだと私は思っております。町長はその気がまだないような感じを受け取

りましたが、(発言する者あり)「やります」っちな言わなかったけえ私はそういうふうに感じましたが、このことについては平成28年度でするのでその間にいろんな動きがあればまた質問したいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

.....
議長(田村 兼光君) ここで一旦休憩します。会議の再開は午前11時5分からとします。

午前10時53分休憩

.....
午前11時05分再開

議長(田村 兼光君) それでは、休憩前引き続き会議を再開いたします。

では、10番目に2番、小林和政議員。

議員(2番 小林 和政君) よろしくお願ひいたします。

私は通告に出しておりますように、住民の声が非常に抽象的で、課長からも連絡いただきまして抽象的過ぎるというような御指摘もいただきましたけれども、住民の方々がどのように考えておってどのような要望を持っておるとか、希望とか、あるいは不満とか、こういうことを持っておられる、それを今の町長のほうにどのような形で届いておって、それが実際の町政の運営の中に生きておるか、こういう住民の声の生かされ方がどのようになっておるかということを、町長の考え方と実態について少しお尋ねしてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

町長、お尋ねしますが、いろんな声が耳に入ってくると思うんですよ。気持ちのいい声もあるでしょうし気持ちの悪い分もあると思います。町長、どちらのほうがたくさん耳に入っておられますか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 気持ちのいい声と気持ちの悪い声と、苦情も相当電話でかかってきます。直接町長だけということがかかってくるし、いい声はやっぱり封書でとか、町長、こういうことがありがたかったとかいうことで、電話ではなかなかいい声はないですけども、手紙あたりで、職員が非常に対応がよかったとか、そういう形の中では封書、手紙で来たりはしておるところでございますし、それと目安箱に入るのはほとんど苦情が多いわけでございますけど、それとあとは町政懇談会でも若干苦情とそれから要望、そういうものが町政懇談会では多うございましたし、職員を褒める、町、やる気、褒めるというのはあんまり町政懇談会ではなかった。要望が非常に、町政懇談会では地域の要望という形のものが多かったわけでございます、はい。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) 今現在の状況を考えたときに、町長今みたいにいろんな声が入ってくると、それで十分に住民の声が届いておるんだというふうにお考えになっておるか、まだ不十分だなという気持ちでおられるか、今感じておられるか、この点はどうでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には、住民の声というのを村づくりの中で僕は出してほしいというのを極力要望してきております。いわゆる自治会の中でいろんな議論をして出してほしいと。しかし、それが自治会の中でも差がございます。実際、隣組単位でピシッとそれぞれの声を出していただくところと、それからそうでなくて、やっぱり役員さんレベルでの、これも住民の声を聞いた中で役員さんレベルであろうと思いますけど、その自治会の運営自体に少し差はあるとは思いますが、大体自治会長を通じての地域の要望、それから提案、それから各種団体からも提案ございます。例えばスポーツ団体とか、そういう形の中でこうしてほしい、それとか福祉、金がかかるだろうからできればボランティアの点数制度にして、点数を持ってその分をちゃんと自分が、今度はボランティアを受けるようになったらその点数を利用するようにしたら福祉に金がかからんのではないかと、そういう提案も出てきております。いろんな提案の声もっております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) 具体的な実際の形については、次の現状の時点でいろいろ詳しくお尋ねしてまいりたいと思いますが、今は大きな意味で、要するに私は今あなたが住民の声を十分聞いて、十分に反映した町政をやっておるんだという認識であるか、それかもう少し聴いてやる必要があるというふうにお考えになっておるか、十分なんか、まだ不十分なんかどちらの気持ちでやっておられるか、おいおいいろんな具体的な内容についてはお尋ねしてまいりますので、今時点で十分であるというふうにお考えかどうかをお答えいただきたい。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) それはちょっと難しいね。十分であるとか、十分であり不十分であるちゅうのが現実であると思ひまして、あとはボトムであるかそれともトップダウンであるかという形になるうかと、双方は私は必要だろうと、そういう考え方です。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) じゃあ、ちょっと具体的に申し上げます。

町長のところまで届いておる声と届いてない声があると思う。例えば、各窓口とか、課長級の段階でとまった声もあるんじゃないかと思ひますがけれども、先ほどのお話の中でもクレーム関係が多いんだと。このクレーム関係については、気持ちのいい声はもう何も言わんでそのまま受け入れていけばいいわけですが、気持ちの悪い声を聞いたときに、クレーム等が来たときに、このクレームがつくということはある程度のその町政に対して認識を持っておられておかしいんじゃないかという気持ちを持った方の声が届いておるのがこのクレームだろうと、私は思ふんです。だから、このクレームをいただいておる間は、まだ町民の方が町政に関してある程度の関心を持っていただいておる、こういう方々からの声だと私は認識してます。私は、届いた声は、関心を持っていただいておる方々ですから十分聞かないけませんけれども、そうでない声、届いてない声があると思ふんですよ。

きのう、工藤議員の質問に対して、傍聴者の話を町長されてました。工藤議員が、「傍聴の数が少ないので

非常に問題ではないか」というような声に対して、あなたは「傍聴者が少ないというのは、町政が極めて平穩で無難に進んでおる証拠であって、安心していい証拠ではないか」というような認識である」という答弁をされておりましたが、私はこれ大きな勘違いやないかと思うんですが、まだ今でも本心でそう思っておられますか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 何かあればやっぱり傍聴者多いということで、2、3年前たくさん傍聴おりまして、実際、そういう形の中で、何も平穩であればもう行っても行かないでもいいかなという気持ちの、しかし何かあれば行って傍聴しようという町民の方は私は多いんじゃないかなと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) 私は、もう少し、実際私が耳にして怒られましたけれども、その方の声をちょっと御紹介します。

60代の後半の女性の方です。ひとり暮らしの方ですが、この方に私は怒られました。「あんた議会に出て何しよるんか」と、「何かいい思いうるために出たんだろうが」と、こういう言い方をされるわけです。いや、そんなことはないけど、じゃあ何かと考えるとももないわけです。ああ、そういうふうにとられるんじゃねえかと思うたわけです。その方は、町からの刊行部である広報紙とか議会を全く読まんちゅうんです。そのまま捨てると、ね。そのかわりに、何の要望もない、何の期待もしてない、当然選挙にも行かない、こういう方です。この方に、じゃあ税金払うのはあほらしいんじゃないですかと聞いたわけです。しかし、税金は、先ほど西畑議員の質問に対する答弁の中でも国民の義務だというふうにお考えになっておられるという町長答弁でしたけれども、この方も国民として払わなならんもんは払いますと、だけど町政に関してはこういう気持ちでおると、こういう声で怒られた、私。こういう方も実際おられる。私はこういう方を放ったらかしてそのままに置いておく行政が進められておることによって、だんだん町政に関心を持っていただけない、要するに信用してないわけですよ。こういう形が広がってきた一環が傍聴者の少ない理由じゃないかと、私はこういうふうに感じておるわけです。ところが、町長はそうでないとお考えなんです。今私が申し上げたような例については、町長の耳に入ったようなことはございませんか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には、そういうのは今私は初めていう、その理由が、小林議員が知っている方の理由がどう理由かちゅうのも、もし我々がわかれば、また町が対応しなければならぬことであれば、対応は私はしていくべきできたらうと、このように考えておりますし、それが何か町に対して立腹しておるといふ形だろうと思っておりますから、そここのところがはっきりわかればそれに対する対応は私はやるべきだろうと思っております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) これね、具体的に申し上げたいわね、ここまで出ちょう。だけど特定する形になる。だから申し上げませんが、町のやることに對して、自分は関係なかったんだけどとばかりがきちゃっ

て変な非難をもらったと。どんな非難かちゅうと、これはほかの例で言わないかんでしょけど、例えばお前のところの壁があるやろうが、ね、植木の、道路を広げてもらうんなら自分方ようするんだから、自分方半分ぐらい出すが当たり前やないかみたいな、その方は関係ないわけです。道路広がることも知らんやったらいいんですけ。そういうようなことを言われる、言われた過去があるんだと。そういう方がおられると、これ具体的に言えませんけれども、こういう人たちがおるんだと、議会とか選挙で出る人たちはそういう人たちしか出てないんじゃないかと、こういう言われ方やったんです。こういう人たちの声は全く届かんと思いますよ。町長にも届かんし、行政のどなたにも届かんと思う、思っておるだけで。こういう人が信頼してもらえ町政に持っていくということになると、こういう方の声までを吸い上げる体制をつくるだけの形をつくっていくべきと思うわけですよ。どうです、町長、こういう声まで広げるような体制をつくる、極めて大変なことですよ。大変なことですけども、やろうと思ったらできます。方法はあると思うんですけども、こういう体制まで、こういう方の意見まで取り入れられるような体制づくりは必要じゃないかという考え方、これにはあなた賛同できますか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 極力お金のかからないでそういう体制ができれば、本当は1戸、1戸専任職員がずっと集落において尋ねて回るとかそういう方法は一つはあるかも、その形でサポートしていただけるのが、地域の自治会長さん、隣組長さん、それから民生委員さんとかいろんな各種の役をしている方々がある程度そういう一つの役割をやっていただきながら町のほうに意見を反映、その人たちの考え方を反映してもらうと、こういう方法は私はいいと思ひまして、できれば民生委員さん今限りがあるんで、いわゆる福祉関係という形の中で見守りをやってもらうとか、それから生活保護の関係で申請したほうがよからうという形になれば、ちゃんと面倒見てもらいながら意見書を書いてもらうとか、そういう形の民生委員さんの役割をもうちょっと広げて、この民生委員さんというのは法務大臣の任命ですので、また町のほうで何らかの形で地域の意見を吸い上げる役割の人を任命しながら、1軒1軒回ってということは、これはいい話じゃないかなと思ひます。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) 今の時点で、1時間しかない中で具体的にどういう方策とかどういうことをやればいいんじゃないかというようなことを私も申し上げませんので、必要か必要でないかというふうな、どうお考えになっておるかだけお答えいただければ、具体的な内容はまた次の議会にお尋ねしますので、今の考え方、やるかやらんか、やりたいかやりたくないか、必要ないかと。例えば、私いろいろ見てきて、私は、町長が俺は選挙で選ばれた町長だから俺のマニフェストどおりやっていく。だれが何と言ってもこう素通りしてえんだと、こういう考え方でやっておられるか、私はそういう気でおったんです、本当言うと。あるいは、一部の人の考えだけを聞いて進めておられるとか、あるいはもう今で十分なんだからもう聞く必要ない、そういう気持ちでおられるんじゃないかと疑うとったわけです。そうでなく、さらなる声を聞く努力は必要なんだというふうにお考えになっておる、こういうふうにとってよろしいですかね。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 本当にいい意見を小林議員からもらって、それはもう当然私はそういうふうに、できるだけ多くの町民とは接触したいけれども町長1人ではできないという形の中で、積極的に町民の方もいろんな物を申しもたらう、そしてそのシステムづくりは私は当然やっていいんだと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) あのね、もちろん町長1人で聞くことはできんわけですよ。189人の職員がある、議員が16人おりますよ、あるいは自治会長さんが六十何人ある。全て行政、あるいは交付金の中から報酬をいただいています。合わせて16億何千万かいただいていますよ。それ以外にさらに臨時嘱託の職員が100名を超えるだけの数がおられるんでしょう。この方たちも交付金から、人件費やない形で出ているかも知れませんが、交付金から出た金で町として雇用している。この人たちは、はっきり言いますよ、町長の権力、権限というのは物すごい大きなものがあります。この人たち全てに対して町長の意向を通そうと思ったら、無理でも何でも通そうと思ったら、全て通るんじゃないかと思えます。これだけの大きな権限を有した町長なんですから、1人でやるんじゃなくてこの方たちがそういう働きをする方向に進んでいく、こういう考え方をやってやるべきだと思うわけですよ。だから、町長が自分の考えだけで進むんでなくてみんなで進んでおく、私はこういうやり方であれば何のお話もすることはありませんので黙って見せていただきます。そういう気持ちであるわけですが、そうでない面が多々ある。だからこういうふうに申し上げておるわけです。今町長のお考えがさらなる住民の声を聞き取る必要があるんだというふうにお考えになっておられるということですから、これで2番目の現状がどういう状態になっておるかお尋ねしていきたい。

町長は、選挙のときにマニフェストを公表して住民に徹底して選挙で戦って勝利をされる。そうすることによって町長という立場をいただく。それによって、町長の声はマニフェストしかり、この町長室だよりしかり、あるいは自治会長会等の各種の会議等で、町長のほうのお考えはほとんど通じておると思うんです、一般の住民の方々には、じゃあ、逆の声がどの程度進んでおるか、今現在どういう形でとっておるか。先ほど町長の耳に入る、団体から入る場合と個人から入る場合、いろんな場合があると思います、ね。だから団体で入る、団体で入るときには直接町長のほうに、団体から入る声については直接町長のほうに行くのか、あるいはどこかを通じて町長のほうに行くのか、どういう形なんでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 各種の場合があって、職員を通じてくる場合もあれば、直接私のところに、「町長、こういう提案があるがな」ということで来る場合もございます。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) 自治会からの要望もありませんし、学校からの要望あります。直接お会いになってそのお話を聞く、こういう場面もあるわけでしょう、団体の場合は、じゃあ個人の場合をちょっとお尋ねしよう。先ほど、投書をいただくとか、電話でいただくとか、こういうのがあるそうです。そのときは直接、投書は当然町長宛てに来るわけですね。じゃあ、電話の場合は、例えば、担当課長、総務課長ですね、総務課長、

あなたのときに、あなたのところに電話をいただいた、何らかのクレーム。そのときあなたは電話を受けてど
ういう処理をされるんでしょかね。

議長(田村 兼光君) 則行総務課長。

総務課長(則行 一松君) 総務課、則行でございます。

町長宛の電話というのは、私のところに直接というよりも人事秘書係のほうの電話に入ってまいります。そ
のときに町長の意向を確認しまして取り次ぐべきものか、取り次ぐべきものでないかということについては判
断しているようでございます。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) あなたとどこに何らかのクレームの電話がかかった、その内容について町長
に確認をとると、それによって町長が出られる場合もあるわけですかね。

議長(田村 兼光君) 則行総務課長。

総務課長(則行 一松君) 出られる場合もございます。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) ということは、町長が直接お話なる方も町長の判断でされるわけで、ということ
は個人の方の意見も汲み取ることがある、それはそれなりでいいと思うんですが、直接お会いになるような
場面もありますか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には私はアポイントなしに町長に会いたいという形であれば、時間が空いてお
ればお会いをしますし、そういう形の中で、きのう、例えば一般質問中に電話がかかったということで、秘書
課の担当職員、4時55分ぐらいなら終わるでしょうということで、きのう早く終わったけど、僕は5時15分まで待
ってただけ再度かかってこなかったというこういう事例もございまして、私宛にかかった電話はほぼ私は出ま
すし、要件も大体言わない人多いんです。ただ「町長出せ」という、きのうはちょっとそういう「町長おらんか」
ということがかかってきたということでございますけれども、私が出れば何とか話をしながら村に行くときもあ
る、これはもうほとんど多くが了解してもらえる点が多いんですけど、腹をかいて返った場合もございまして。
いろんなケースがございまして、そういうことで理にかなわないものは僕はきっぱりとお断りをするし、「あ
あ、それならいいですね」という話でなれば、言い分を聞く場合もございまして。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) 要するに、個人的にも町長お会いになることがある。町長室でお会いになるわ
けですかね。

実は、残念なことに私はまだ一回も町長室とか副町長室におじゃましたことがないわけでどういう状態かわ
かりませんが、個人の方の意見を、あるいは要望、不満をお聞きになるときに町長室で直接お会いにな
る。ほかの誰からを伴う場合もあるかと思いますが、これは正しいやり方なんでしょうかね。どうですか、正し

と思いますか。今、お話を聞いておると、私が必要と思ったものについては全てお会いするということでした。お会いするということになると、いろんな場面がありますよね。ある程度の危険性も伴う場合もあり得るでしょうし、あるいは逆の場合もあり得るでしょう。個人の方、団体でも問題ある場合もあると思いますが、個人の方と町長室なり、あるいは副町長が副町長室でお会いになることは、正しい住民の声の聞き方というふうにお考えになりますか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 少人数であれば町長室で会いますし、多人数であれば応接室で会うと、その場合はほとんど担当課の課長ちょっと呼んで、課長も一緒に話聞きなさいということで私はそういう方法でやっております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) いろんな耳に届く中にはさまざまなことがあると思います。もう1点、先ほどから目安箱という形が出ておりますけども、この目安箱というのが、あの入口に置いておられるあれですね。これにどれだけの件数が入ったもんが、実績もしおわかりでしたら、あなたが持っておられる情報の一番新しいやつで教えてください。

議長(田村 兼光君) 則行総務課長。

総務課長(則行 一松君) 総務課、則行でございます。

私が4月に総務課に配属になりましてから、目安箱に入っていた部分については1件のみでございます。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) その1件についてはどういう処理されたんですか。直接町長にお渡しになった、あるいはあなたが1回ご覧になって町長にお渡しになった、どういう処理ですか。

議長(田村 兼光君) 則行総務課長。

総務課長(則行 一松君) 総務課、則行でございます。

私が一読をして、町長決裁まで回しております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) またここで私ちょっと知ったかぶりさせてもらいますけど、この目安箱ちゅうのは恐らくそれをつくったんでしょうけれども、暴れん坊將軍の吉宗さんが住民の声を直接聞くために置いたんだと、享保の改革の時点で直接置いた。目安箱に入れたやつは直接將軍の前までそのまま持って行く。將軍が鍵を開けて見るわけですよ。担当課長に判断させるような内容ではないということで、ああごめんなさい、担当者には一切見せない、自分が直接見るから目安箱なんだということで、本当の住民の声が聞く、こういう意味で目安箱を置いたということになると、今みたいに担当課長が判断して見せると、これ正しい形じゃないと思うんですよ。ましてや1件、これは目安箱が、ちょっと休みましょうか。目安箱というのは単なるパフォーマンスの形になっておって宣伝の材料に使うだけです。実際の役にはほぼ立てないと、これで住民の

声を聞くためのものだという価値はない。今の時点では、この価値はないと私は思います。即刻やめるべき。どうですか、町長。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) やめるべきというのはちょっと尚早でないかなと思うんで、やっぱり目安箱というのはあったほうが、やっぱり入れる人もおるんで、これはやっぱり置いとくべきと私は思っております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) 私とあなたの考えの違いですけ、それは町長の方針でいいわけですよ。

そこで、3番目に、もう1点ちょっと確認しておきたいことがあります。この住民の声ちゅうのは、平常時は今みたいな進み方で進みますが、去年の4月に災害があった。災害時の場合のこのやり方は極端に違ったものであるべきでしょう。そうですね。災害時にはいろんなところからそれぞれのほうにかかってくると思いますが、その間どめは、例えば建設課長のとこに来た、これは建設課長が判断するんだらうか、あるいはその建設課長からどこかが吸い上げて一括して、その上の部分に届ける。災害時のこの住民の声に対する対応の仕方、これどうなっておるかちょっと教えてください。

議長(田村 兼光君) 則行総務課長。

総務課長(則行 一松君) 総務課、則行でございます。

災害の発生が予測される時点では、災害の警戒本部を立ち上げております。実際に今度災害が発生をしてまいりますと、警戒本部から対策本部というものに今度切りかえて、最低で職員の4分の1が出てくる格好になりますけども、その中で全て災害に関する電話とかそういうものについては対策本部のほうに電話がかかってくるようになっております。ある程度警報等が解除されまして、した時点で対策本部自体は今度解散になりますけども、その後には道路とか水路とかそういう災害の部分については、後日の分については自治会長さんを通じて担当の課長のほうに入ってくるものと考えております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) 長々と説明聞きよったら切りがありません。ちょっと具体的な話をします。

あのね、災害が発生した。どこも同じような状態で、例えば7月何日かに雨降った、災害発生した、どこの地区も全てダーと連絡入れますわね。ほいたら終わった、あと片づけてほしい、対策を打ってほしい、これどこも同じことだと思うんです。それに、その後の対策に極めて問題なことが去年発生しちよったわけですよ。これが情報がなかったんか、あるいは対策をわざとしたんか、これは極めて私は大変なことだと思っておるから、情報の収集はどうなっておるかとお尋ねしたわけです。

具体的に申し上げます。これはもう建設課長が御存じですので、私は不足する分は建設課長にお尋ねいただきたい。去年の災害のときに寒田地区で、これ私これ携帯で写真撮ってます。日にちまで見たら同じ日に写真を撮ってます、携帯の中で、同じ日に、ある地区では、同じように災害が発生した、山から石が落ちてきて道路を壊し、田んぼの中に石が山ほど余ちよった。こういう災害、ほとんど同じような状態ですよ。寒田

地区とほかの地区と両方同じような、当然同じ雨で被害を受けたんですから、同じに発生したわけです。当然当時のその今ごちゃごちゃした災害本部に情報は入るとるはずなんです。ところが、後の処理が、課長何ちゅうたか忘れましたが、同じ日ですよ。どういう事態かちゅうと、片一方の地点ではその石は全部片づけられて、あぜのイノシシ対策の電線まで終るとるわけですよ。あるいは、同じ地区では、山の中に行く地蔵、お地蔵さんに、人間は住んでないんですよ、お地蔵さんに行く道ですら仮修理をされておった。その同じ日に寒田地区に行ったら全くそのまんま。安全対策のポールでさえ立ってなかった。こういう対応の仕方が現実起こっている。これは情報の伝達が悪いが、それとも災害に対する何らかの意図があってそのような違いが起こったのか、この点についてどのようにお考えですか、町長。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には、災害は起こった箇所の付近の住民の皆さんから連絡があったり自治会長さんから連絡があったりということになれば、災害の対策本部の中では調査班とそれから救援班といろいろ班がございます。道路とかそういう箇所については調査班がすぐに出向いて行って、対応、どうしたらいいかという形で検討はしておるんで、そこんとこどういう形になったんかちゅうのはちょっと私が把握してないんで。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) 建設課長、町長は把握されてない。建設課長は当時御存じだったんですね。これ町長には報告されてない、こういうのは一切あなたの段階で処理をされた、こういうことでしょうか。

議長(田村 兼光君) 平尾建設課長。

建設課長(平尾 達弥君) 議員さん例に出しました寒田の件ですか、それにつきましては当時の大雨で降りまして、御指摘のとおり、築上町至るところで土砂が流入したとかそういう例が発生しました。それで、土砂を取り除くだけ、そういう簡単な処理で済むものについては、その地域で対応できる重機の持っているところ、それとか道路だけでなく田んぼとか水路とかそういう形で農地の中の区切りもありますので、そういう手配のすぐできるようなところの紹介を受けまして、緊急でありますのですぐのけてくれと。それで先ほどありました寒田の件につきましては、土砂が流れたというよりも大雨によって舗装そのものが剥がれた状態でありました。それと道路の材料といいますか、そういう舗装面の路体、その材料と一緒に流れた状況でありましたので、これについてはもう舗装の復旧まで考えるつもりで現地の作業と一緒に頼もうということでやりましたが、復旧にちょっと時間がかかって、御指摘のとおり、当時の復旧と片づけをそのときの判断で、同時の作業にしたちゅうことでちょっと遅れが出ましたので、議員さんいろいろ指摘されましたけど、そのときはとりあえずの道路の確保すればよかったなと今思っております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) 皆さん今後ろでお聞きになった方も、今課長が一生懸命取り繕うための説明をされましたよ。これは建設課長だけを特別に言いよるわけじゃないんですよ。やり方の悪かった面があったと

きに一生懸命それを取り繕うための仕事をされておるような課長級であったなら、これはとんでもないことでしょうが。前向きな話を、住民の意思を汲み取るどころか、今私が申し上げたのは安全対策のポールすら立てないと、先ほどいろいろ説明されたような姿勢でやるなら、少なくともポールを立て安全対策のために縄を張るぐらいのことはやってあって当たり前の話。片や終わっちゃうわけですよ、もう。イノシシ対策まで終わっちゃうのにそこそのままなってるから私が申し上げておる。こういう仕事の進め方、これが情報によって住民の声を聞いての行政の進め方であったならば、こういうことは起こらんとするからきょう申し上げておるわけです。町長、どう思いますか、こういうことは間違いはないですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 地域と役場との意思疎通ができてなかったと思いますけど、それはちゃんとした形で対応、私はやるべきだと思っておりますし、そういうポールを立てなきゃならん。小林議員もわかってれば言うてくれればよかったですね。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) 私は現場に、もう課長ここで終わりですからこれ以上言いませんけども、私はその通りかかった人から出会ったら連絡、「寒田行ってみる」と、「あんなんなっちゃう、なしてか」って言うんです、私に。で、行ってみましたよ。それでそのとき写真撮ってきた、その場を。そして写真撮って、2人に同じような箇所があったところは、あそこ途中で道が通れんことなっちゃう、その日はね。午後には通るようになったから行ったんです。ほて帰ってきて、ようだった時点でまだまだそのままなっちゃう。だから申し上げておる。話通らん。まあ、これはもうここでいいですよ、もう実際終わったことですから。実際、もう時間がないのでね、この住民の声が、町長実際行政に生かされておるといふふうにお考えになっておると思うんですが、私はそうやないということで申し上げます。

3番目の内容で、具体的に住民の声を町長が政策決定等する段階で本当にお聞きになって考慮に入れておられるかどうかを少し、具体的な内容でお尋ねしていきたいと思います。

これ、9月号の広報ですよ。町長の町長室だよりの中に、ちょっと読んでみる。もう皆さん知っておると思いますので。「庁舎をはじめ、多くの学校が建てかえの時期に来ております」と。「所要額は200億ぐらいが必要だと思いますが、町の自己負担では40億ぐらいが必要だ」といふふうに書いております。「今30億たまっておるから平成26年度から順位を決めて着手をしたい」と、いふふうに町長ここに書いておられますよ。この26年に、来年度からですけえ、町長口から出まかせおっしゃっておるわけじゃないでしょうし、町長選挙に出られるという出馬の表明もされております。当然これは考えがあってのことだと思いますので、26年度からやられる、これは3月議会の時点で、例えば学校の建てかえ、統合はやらない、中学の統合はやらない、今のまんまで行く、その分は学校の建てかえ等で対応していくと、いふふうに表示されております。これ統合はやらなくて今のまんまでいって学校の建てかえをいく、いふふうにあなたは表明されておりますので、26年度からいふふうにやっついていかれると思うんですが、これの方向づけを決定した、あなたが決心され

た、判断されたときに、住民の方の声はどういう形でどういようなことを入ってきたんだろうかと、私はこれと思うわけですよ。思い当たる節を少しおっしゃっていただけませんか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 中学校の統合については、喧々諤々の意見がございましたが、統合しないという意見が多々ございました。そういう形の中で、これは私も統合しないほうがいいなという判断を持っておりまして、教育委員会のほうもそういう方向性でという話もあっておったようでございますし、そういう形でPTAとかそれぞれ話を聞いた中ではもう統合しないほうがいいと、じゃあそういうふうな形でいこうかということで、築城と椎田が両中学校で一定の競争をしながらレベルアップをしてもらえればいいがなと、このような考え方で統合しないということで、そうなれば築城中学のほうから、傷みが激しいんで先にやらなければならないかなということ判断しておるところでございます。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) 私はそれ、要するに住民の声がどう反映されておるかがお聞きしたいわけですよ。あなた喧々諤々の議論があった、教育委員会もそのような考え方でまとまっておられた、そういう話を聞いたというふうに今お話になりました。

教育長、今の説明は教育長も同じような認識でおられるわけですね。

議長(田村 兼光君) 進教育長。

教育長(進 俊郎君) はい、そうです。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) ということは、この統合なし、築城庁舎を建てかえるというやり方のときには、教育委員会の、要するに教育委員会のほうの意見がそうなったということですね。先ほどには保護者の方もそういう意見であったと、あなたはそれをどういう形で耳にしたんか、それをちょっと教えてください。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には、教育委員会の方で意向調査をしていったということで、この意向調査の方向性を私はもらっております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) 諮問委員会みたいなものはあったんじゃないんですか。これも同じ意見やったわけですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 教育委員会が諮問をして、答申を得たのは統合したほうがいいという答申を、教育委員会のほうには答えが出て、私にも報告来ましたが、その後やっぱりいろんな形で検討した結果、住民の意見のほうは統合しないほうがいいという意見でございましたので、私はそういう判断をしたと。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) 正解です。これは私が正解ちゅうの間違いですけども、教育委員会の諮問機関がこう言うた、政治倫理審査会がこう言うたけえそのまんまやりますじゃなくて、教育諮問委員会言うたけれども、住民の意見のほうが多かったけえ、私は住民のほうを重視した、正しいやり方、その住民の声を聞く聞き方は正しいと思うんです。そういうやり方をすべきだと思うんです。だから、その住民の声を聞くときに、保護者の意向調査を、教育委員会のやったのをあなたのところに報告が来た。それは保護者の意見が統合すべきでないという意見で、それを一番頼りにされておる、これなら立派なもんだと思います。

じゃあ、もう一点、庁舎の建てかえもお考えになっておられる。あなたは現この位置に建てかえたい、こういうふうなお考えを表明されております。これについて住民の意見は何らかの形で聞かれたわけでしょうけえ、今残っておる形で教えてください。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) そういう統一的な形での意見は集約していませんけれども、これは合併時に庁舎はここの役場が統一するという形になれば、当然庁舎はここになるという判断で現在地ということで決定、私は考えております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) ということは、庁舎をこの位置で建てかえるということについては、住民の個々の意見は多少は聞いたけれども、合併時の約束で基づきこれをやると、そういう考え方であなたはこれを判断された。ということは、今合併して8年経った住民の意思というのは、あなた個々に聞いたような意見を、考え方を今お話なされましたけれども、実際正式な形でそういうふうな諮問委員会とか、あるいは何らかの形で意見を聞いた、組織をつくって、こういう形はないわけですかね。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) もうこれは既成事実の関係で、庁舎の現在地という形、そうすれば財政的にも非常に私は助かるという一つの考え方もございまして、新たな場所に選定すれば用地費もかかる、そういう形の中ですれば、ここの空き地にちゃんとした形で建てれば用地費もかからないと、そういう考え方で決定していると御理解ください。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) わかりました、町長はそういう考え方で判断された。それはあなたの考え方だから、判断される材料としてということになると住民の意見のほうはあまり届いて、この件に関しては、現在今の住民の考え方なり思いがあなたの耳に届いて、それがこの判断の重要性、あるいは判断のどっちかという、動かすような要因になるまでの意見がなかった。だから合併時の約束に従ってやると言った、こういうふうに理解していいわけですね。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本はそういう形で、一応現在地に建設するという形で、一応皆さんと、今から職員

レベルも協議したところでございますけど、新たな土地を求めるよりはここでよかろうというふうなことで決定を、ある程度予定地としてます。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) 初めからお願いしておりますけども、住民の声と政策決定の関係を私はお尋ねしていきたいんですから、それ以外のことは余り必要ありませんので、できるだけ少なくしていただきたい。

最後に、住民の方々が、先ほど一番初めにあなたに御紹介しましたような意見があるわけですよ。住民の方々が町政を信用してくれてない。あなたは、傍聴が少ないことを例えに上げまして、これは順調に行っておる証拠だからいい傾向だというふうにお話になりますけど、私は逆だと考えておる、ね。住民の声が聞こえない、聞かないことは、町政に対する信用がガタンと下がってくる。私はこう思うんですよ。だからこれを町長が何とかしていただきたい、私はそう思っておるわけですよ。だから、少し、もう時間が減ってきましたので、ちょっと極端なこと申し上げます。

町長、極端な話をしますんで、まともに考えんでくださいよ。こういうこともあるんじゃないかと私は考えておるということで申し上げます。町長、非常に大きな権限を住民の方から預けられてます。選挙で勝って、そうですね。この大きな権限というのは、決定権だけ考えたら国会議員よりも、あるいは先般5月に選挙がありました県会議員よりも大きな力が、私たち議員が16人おります。それが束になったってあなたの権限には敵いませんよ。これだけ大きな力を持っておられる町長ですから、当然大きな責任がある、ね。その責任を頭に置いた上で最高の倫理観を持って、あるいは最善の努力を持って判断、政策の判断でもいい、一つ一つの判断ですよ。この判断の段階、あるいは行動については十二分に注意して当たるべきだと私はそう思っておるんです。あなた、そういう認識ありますか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的にはそういう形で私は認識しておりますし、何とか町民の生活向上、そして安全を求めるといふ、これがやっぱり第一の使命でございます。そういう形で私は思っておるところでございます。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) でね、私は、これから激しいです。私は町長は築上党の党首であってほしいわけですよ。築上町の築上党の党首であってほしい。あるときは自民党でいいんですよ。あるときはその他の党でいいわけですよ。さらには、物によってはアメリカのオバマ党になってもいいと思ってる。あるいは、ほかの面では中国の共産党になってもいいと思っておるわけですよ。築上町が、その築上町の住民のためにこれが一番いいよと判断したときにもあなたがそれだけの力をあなたに預けられておるわけです。あなたがそう判断されたときにはそういう動き方をしてもいいと思うんです、私は。それをあなたの考え方をできるだけ住民の方々に話をしていかなければ、届かないままあなたが進んでいくことによって極めて住民にとっては不信感が募る。こういう形で私は今理解しています。あなたはそんな感じありませんか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 私は基本的にはどの政党にも属しておりませんし、町民党という形で選挙に出させていただきます。だから、自民党の悪いところは悪い、民主党の悪いところは悪いと、共産党の悪いところは悪いとか、全ての政党の悪いところは悪い、いいところはいいという形で私は判断しながらやっております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) で、住民にそれが届いてないんです。私にも届いてない。私もそう思うてない。だからそういう気持ちでやっておられるんであったらば、ある問題が発生した時には、あなたこれが築上としては住民の方から反対があるかもわからんが、これが築上町のためにはいいんだと判断したときには全力投球すべきですよ、それについて。その全力投球する際においては、あなた個人的な主義・主張があらわれるかもわからんけど、それを全て捨ててでも向かっていくぐらいの気持ちがないと、築上町の町長として抱いていく気持ちにならんわけです。私はそれが非常に不安がある、そういう気持ちであります。住民の方々になるほどなと思って、少なくとも多数の方が思っただけの方向に確信して行動してもらいたい。私はそう思います。ただそのときに、町長は今先ほど個人の主義・主張と申し上げましたけれども、あなた5時まで新川町長で5時過ぎたら新川さんになるわけでしょうかね。あるいは、土日は新川さんで勤務時間だけ新川町長と、こういうふな考え方でおられますか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 私には勤務時間ございません。24時間ですね。まあ、何かがあればいち早く飛び出て行かなきゃならん立場です。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) ということは、それで町長という認識、大きな権限を与えられた町長という認識で判断、行動されておると、こういうことでしょう。その住民の方々にその意見が本当に届いておるか、届いてない。ちょっと言いにくいことははっきり言います。一番直近で住民の意思表示をされたのは、県会議員の選挙ですよね、最近では、ね、5月に県会議員の選挙があった。1月に町長の選挙があります。5月の県会議員の選挙のときに、私は赤幡の土手を歩いて行きよった。夕方の6時ごろやったですよ。ほたら、ある候補の宣伝カーが参りました。それから、町長の声が出てくるわけですよ。町長、この宣伝カーに乗って何らかの発言をされましたか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には町政と関係ないと私は思っておるんで、県会議員での選挙は、それはそれで自分の押す候補を一生懸命押しました。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) ていうことは、そのときには築上町の、そのことは築上町のためになるんだと、

当然先ほどお話ありましたように24時間町長という認識は持っているんだと、365日。ということは、そういう認識を持った上でそうすることが築上町の役に立つというふうにお考えになってやったことだと思いますが、そうでしょうね。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的にはそういう形でとられても私は仕方ないと思っておりますし、これは、選挙というのは個人の自由だと思います。だからこれを、この議場の中で私はとやかくは言われたくはございません。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(2番 小林 和政君) 私はそのことを言いよるわけではないんですよ。いいですか。あなたの主義・主張を少し、築上町のためには主義・主張を押さえんならん場合があるんだらうと、私はこういうふうに申し上げましたよ。今安倍総理がなって、アベノミクスどうのこうので非常に自民党の勢いがいい時期ですよ。国を頼りにして、いいですか、国を頼りにして築上町のきょう行政運営をしていかならん場合が極めて高い。こういう状況の中で、あなたの動きは、具体的には申し上げませんが、築上町の有利になるような動きではなかった。それが結果として住民の意思表示がなされたら、私はこういうふうには理解しておりますが、あなたは築上町のためにやったとお考えになっておりますね。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 県会議員の選挙は築上町のためとか、私は福岡県のためという形でこの候補者の応援をしたところでございます。

議長(田村 兼光君) 小林議員ね。それは町長。

議員(2番 小林 和政君) じゃあ、私はこれで新川町長が福岡県知事に立候補したときに全力投球で応援するというお約束して、私質問を終わります。

.....
議長(田村 兼光君) これで午前中の質問は終わります。再開は午後1時からです。

午後0時00分休憩

.....
午後1時00分再開

議長(田村 兼光君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

では、11番目に14番、田原宗憲議員。

議員(14番 田原 宗憲君) 通告どおりに質問を行いたいと思います。

液肥と堆肥について質問いたしますが、液肥に関しましては、後の信田議員の質問にもありますので、なるべく質問が重ならないような質問をしたいと思っております。

まず初めに、堆肥についてお伺いします。堆肥の生産能力と、一つ一つちょっと答えてもらいたいんですが、堆肥の年間生産能力と年間の生産量、1月当たりの生産量、これは実質ですね、そして町内の牛ふんの搬

入状況、これは月別に、違うのであればそれもちょうと答えてください、お願いします。

議長(田村 兼光君) 田村産業課長。

産業課長(田村 啓二君) 産業課の田村でございます。

堆肥の生産能力につきましては、かなりございまして、日量の生産の最大能力は14トンでございます。月間につきましては、非常にばらつきがございまして、これは原料の搬入との関係もございまして、極めてばらつきと需要も同じでございます。

堆肥の生産量につきましては、23年度、年間で申し上げますと209トンでございます。24年度は182トンでございます。これが現在の堆肥の生産能力と実績でございます。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(14番 田原 宗憲君) ちょっとわかりにくかったんですが、生産能力は幾らだったですかね、ちょっと聞き取れなかったかもわかりんですけど。

議長(田村 兼光君) 田村産業課長。

産業課長(田村 啓二君) 産業課、田村でございます。

日量14トンの設計能力でございます。(「1日間で14トン」と呼ぶ者あり)はい。(「ちょっと年間でどのくらいなんですか」と呼ぶ者あり)掛けて、毎日運転すると掛け365日ですからちょっとまだ計算が今ぱっとしてませんが、実際は休日等ございますので20日程度で計算すると、14トン掛け20日ですから、2,400トン、二、二が四の何ぼですかいね、ちょっと今計算はしませんけど、それで計算していただければ出ます。

それから、先ほどの質問の中に、原料の搬入のことがございましたが、現在町内の1軒の酪農家から酪農系の牛ふんが原料として搬入をされておまして、それに対して町内から発生をしておりますライスセンター及び農家のもみ殻を混ぜて堆肥の生産を行っております。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(14番 田原 宗憲君) 今課長が言うのが、生産能力は年間5,000トン割る365日の約14トンちゅうことになるんですかね、1日当たりが。そういうことですよ。もういいです、答えはいいです。一応、今の堆肥の施設というかそれは今稼働してるんですかね。

議長(田村 兼光君) 田村産業課長。

産業課長(田村 啓二君) 産業課の田村でございます。

堆肥の施設でございますが、毎日稼働ということではございません。一つは液肥センターと兼用でございますので、それともう一つの理由は原料の搬入等に伴って、あるいは農家の利用に伴って稼働させているという状況でございます。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(14番 田原 宗憲君) 説明もちょっとよく聞き取れないんですけど、結論的に言いますと、町内の酪

農農家からの牛ふんが限られた量しかないということですよ。そういうことじゃないんですかね。

議長(田村 兼光君) 田村産業課長。

産業課長(田村 啓二君) 産業課の田村でございます。

築上町の今、いわゆる畜産にかかわる、特に牛にかかわる酪農家が1軒でございまして、そこから排出される牛ふんを堆肥の原料として利用しております。プラスもみ殻でございます。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(14番 田原 宗憲君) 私の多分説明がちょっと悪いのかもわからないんですけど、そうしたらまた別の方向でちょっと質問しますね。この施設が建設当時、自分がインターネット大体資料を調べたら、年間に、今多分25年度は209トン、24年度は182トン、減少していっているのはわかりますが、一応インターネットで調べたら300トンぐらいが生産量で年間の生産能力が5,000トン、マックスですよ、機械は5,000トンつくれるっちゃうようなことに自分は認識しているんですが、この今の生産量を200、25年度だったら209トンですよ。この209トンをふやす方法がないのか。なぜなら、この施設自体の職員がおると思うんですが、結構ゆとりのゆたっとしたような作業をしてるんじゃないかなと思うんですね。その職員をまだ有効に使ってもう少し生産量を上げられないかちゅうことをちょっと聞きたいんですけどね。

議長(田村 兼光君) 田村産業課長。

産業課長(田村 啓二君) 産業課の田村でございます。

現在、干拓にございます堆肥センターの設立は、液肥センターの設立と同時に開催をされております。したがって、平成6年度から運用しておりますが、当時の考え方といたしましては、液肥を使ってもみ殻及びわらを利用して堆肥をつくるということでスタートをしております。しかしながら、実際にわらの確保等が非常に難しくて堆肥もなかなかいいものがないということがございまして、その後地元にあるそういった畜産資源を利用して堆肥を生産するという方向が変わっております。当時といたしましては、かなり町内に酪農家の数も多くて牛ふんの発生量もたくさんありましたので、最大のときで年間600トン程度の生産を行った年度もございます。その後さまざまな事情の中で酪農家が廃業いたしまして、原料が、先ほど申し上げたように町内1軒、約42頭程度の牛ふんを原料としております。需要のほうは、ほぼ毎年つくったものが全部完売をいたしまして、もう少しないのかということで農家からの要望がございまして、これについてどうするかということでいろいろ議論しておりますが、特に畜産の廃棄物につきましては廃棄物の対象となりまして輸送等の問題が、かなり法的な問題をクリアをしなきゃいけないということで、他町村からの持込等に関して慎重に議論をしなければいけないという経緯がございましたが、25年度になりまして環境省が堆肥等の原料に畜産系の廃棄物を利用する場合、産廃のいわゆる例外事項として配送等の簡素化に関する通達を出してきましたので、従来の考え方にかわりまして他町村からの搬入等が以前に比べて可能になりましたので、こういった環境省の制度的な変更に伴って、農家需要のほうの要求を満たすための今関係者の議論をしているところ

です。

以上です。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(14番 田原 宗憲君) わかりました。そうすると、町外からの牛ふんを、自分は思ってたのは、牛ふんを築上町がお金を受け取れば廃棄物になりますので、逆に町外からの牛ふんをお金を払っても購入して堆肥の生産量を上げたらどうかと思いました。その中でホームセンターやメタセやいろいろ、袋の個別に15キロとか20キロ単位に袋詰めをしまして販売してはどうかという思いもありましたので、町長にどうかちょっとお答えをお願いします。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 堆肥による農作物の生産、これは本当に重要でございます。やはり自然生態系農業という形の中で農業を本町は模索していくということで、そうすれば農産物にやはり普通につくった、化学肥料でつくった作物よりもやっぱり価値が出てくるということで値段が高く売れておる。液肥もしっかりでございますけど、そういうことで、できれば本町の農作物は堆肥でつくった農作物と、これはやっぱり生産者組合等々で手続をしていただきながら使っていただくという形になれば、メタセで売るよりももう直接農家に使ってもらおうというほうが一番簡単な方法じゃなかるうか。そして、家庭菜園用については、幾分かは堆肥を農家で使ってもらおう。豊前のほうの環境施設組合では、1袋50円で売っておる。あつこまで買いに行くのが大変なんで、行けばわけてくれる。しかし、あそこなかなかないということで、非常に堆肥は人気があるようでございます。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(14番 田原 宗憲君) 今後個別に販売できるような方法をとっていただければありがたいと思います。この質問はこれで終わります。

次の質問に移りたいと思います。液肥散布についての質問であります。液肥と堆肥施設の職員数は何名かをお聞きたい。それともう一つ、液肥の散布者のキャリアの特性自主検査等は行っているか。また運転手の方は有資格者なのか、何名が有資格者なのか教えてください。

議長(田村 兼光君) 田村産業課長。

産業課長(田村 啓二君) 産業課の田村でございます。

液肥に散布にかかわる嘱託職員は4名でございます。特定自主検査が必要な液肥センターでございます。車両としては3台でございます。毎年法律に従って特定自主検査を受けております。

それから、この必要な、ちょっと若干機械によって違いますが、ショベルカーは車両系建設機械、クローラー、いわゆる液肥散布車は不整地運搬車でございます。これについては現在3名の者が全て、一部の者もで4人でございますが、これらのいずれの機械に乗ることができる免許、免許というよりも講習終了済みでございますが、3名と1名、全部で4人、一応この搭乗できるという資格を有しております。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(14番 田原 宗憲君) この有資格者が4名中3名免許を持っているということで、この件に関しては安心いたしました。4名の中で1人ぐらいが有資格者であれば、その方が休んだときにあとの3名がちょっと免許がないのに乗ったりしても、事故を起こしたら困りますので、一応こういう質問をしました。

また、次の質問に移りたいと思います。この液肥の散布運搬車は3台あるんですよね。その色を教えてくださいませんか、3台の。

議長(田村 兼光君) 田村産業課長。

産業課長(田村 啓二君) 産業課の田村でございます。

散布にかかわる輸送を行っておりますバキューム車は3トン車が2台、4トン車が1台でございます。バキューム車本体に関しましては、カバーをしておりますので、いわゆるアルミ、ステンレス系のカバーをしております。運転席に関してはブルーでございます。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(14番 田原 宗憲君) そうですね、3台は一応青ですよね。でも、7月ごろに穂肥を散布するときに、白のバキュームカーが田んぼにいたところを何か所か自分も確認しております。地元の方からも一応そういう声も聞いてますが、その白のバキュームカーは何なんですかね。

議長(田村 兼光君) 田村産業課長。

産業課長(田村 啓二君) 産業課の田村でございます。

液肥の散布に関しましては、基本的には作物がない場合は元肥としてクローラー散布車をもって散布しておりますが、稲作の場合に関しましては、穂肥、追肥に関しましては流し肥えという方法で水路から流しております。これに関しまして3台の現有バキューム車だけでは対応が非常に厳しいございますので、職員も1名ございますので4台体制で行っております。そのうちの1台をレンタルを行っております。レンタル先は豊州公益社のバキューム車を借りてレンタルを行って対応に当たっております。25年度につきましては、もう既にこれは終わりましたが、10日間このレンタルを行って流し肥えの対応に当たっているところでございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(14番 田原 宗憲君) レンタルの金額を教えてくださいませんか。

議長(田村 兼光君) 田村産業課長。

産業課長(田村 啓二君) 産業課の田村でございます。

レンタルは日額契約単価でございまして、1日1万5,750円でございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(14番 田原 宗憲君) 名前を出していいかわからないですけど、一応し尿の業者ということで名前は控えさせてもらいますが、知り合いがいまして行橋のほうのし尿業者に聞きました。そしたら、バキュームカーを貸し出すことは考えられんと言うんですよ。ほして、この築上町のし尿業者にも自分が話を聞きました。そしたら、相手が正直築上町だから断れず貸してしまったというふうに答えいただいております。このバキュームカーを一般の会社から借りて散布するのに、大腸菌などの問題はないんですかね。どうなんですかね。

議長(田村 兼光君) 田村産業課長。

産業課長(田村 啓二君) 産業課の田村でございます。

一般的に、いわゆる地元の業者のほうが使っているのは汚泥及びし尿の収集でございますので、一旦我々が使う場合は一旦清掃いたしまして使用してございます。

それから、地元の方にお借りするようになった背景につきましては、実は一般的にこのバキューム車等のレンタルがございません。メーカーでございます企業にもこのレンタルをしたいということでいろいろ接取をしたりお願いをいたしましたけども、業者のほう、いわゆるバキューム車を製造している会社のほうが、現在過去はそういったものを持っていたんですが、東北の震災の関係でそういったものを全て震災地域に回したという関係で、もうレンタルを回す車がないと。たまたまあったんですが、大阪から持って来なければいけないということで、これに関してはかなり費用もかさむということで、地元の業者をお願いをして契約をさせていただいて10日間使ったというのが25年度の実態でございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(14番 田原 宗憲君) 課長、大阪にあるから借りるとかそういう問題じゃなくて、このバキュームカーを使うことに関して水質的に問題があるのかないか。今回自分が課長に言うてるのは2回目の忠告ですよ。2年ぐらい前に西角田のほうで1回見かけたときに、その会社名が入ってましたよ。私が道路で、川沿いやったんですが、道路で行ったら、何でこんなところにバキュームカーがとまっているか、ちゃんとその会社名入ってました。そのときに、初めは気がつかんやったんですよ。けど周りに家がないから、そのときに1回忠告してますよね、2年ほど前。液肥と堆肥に関しては、築上町では田村課長、右に出る方がいないんですよ。お宅、いろいろな場所に行って講師もしてますよね。そのときに、例えば車が足りるときに町内の業者から、そのときは借りて対応してくださいとかいうその説明ができるんですか。できないでしょう。そうじゃないんですかね。それと、さっき「清掃」って言いましたよね。清掃した分を借りてる。清掃っちゅうのは消毒液を入れたのか、中に入って、例えばこびりつきのノ口、それが例えば水を半分に張って、車を例えば移動しながら、その中をだぶだぶしながら洗ったのか、どういうふうに理解してます。その清掃のところだけちょっとお願いします。

議長(田村 兼光君) 田村産業課長。

産業課長(田村 啓二君) 産業課の田村でございます。

清掃に関しては、薬剤を投入するというふうな方法を取っておらず、普通の水で清掃するという方法だけでございます。

以上です。(「薬剤を使っていると言われました」と呼ぶ者あり)いえ、使ってはおりません。普通の水で清掃するという程度でございます。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(14番 田原 宗憲君) 薬剤を使ったら液肥に何か問題があるということですよ。そうですね。自分は何回か忠告したときに、課長が言うたのが、「川にも大腸菌はいますよ」というような答弁しましたよね。課長しましたよね。「バキュームカー使って何か問題があるんじゃないか」という質問をしたら、課長、そう言わんやっただすかね。言ったか言わないかそこだけお答えください。それに対して問題があるかないか、こういうことやったら問題がないならないちゅうことをお答えください。

議長(田村 兼光君) 田村課長。

産業課長(田村 啓二君) 産業課の田村でございます。

大腸菌の存在につきましては、一般的に土壌の中も河川水の中にも実際におりまして、そういうことを申し上げたんで、御指摘の点のそういう一般的のし尿の汲み取りをしているバキューム車をそういった液肥散布に使うことが是か非かということをお尋ねになっているんだろうと思います。私たちの考え方としては、先ほど申しましたように、一旦清掃して、できれば3台で回るんであれば3台で回したんですけども、ちょうどその時期は重なりましてどうしても車のレンタルが必要だという判断の中で、現所在地元の業者から借りてやっております。そういった安全性についての御心配をいただいているのは、昨年のおきも確かにお電話をいただいて、本年度もお電話をいただいているということについて、確かにそのとおりでございます。御心配をいただいていることに関しては大変ありがたく思っております。そういった考え方、問題はないかというふうに問われますと、一応我々の立場としては、それでは大きな問題はないという判断でレンタルをして使っているところでございます。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(14番 田原 宗憲君) 問題がないのであれば、わざわざ液肥にしなくて、便層の中に網をつけて上の水分だけを田んぼにまいたらいいんじゃないんですかね。液肥は、発酵して温度が50度以上になったら、ここにお宅が書いてますよね、資料として、50度以上に温度を上昇させれば、大腸菌、一般の雑菌などが死滅して消化液になるちゅうことじゃないんですかね。きのう、例えば自分ところに便層を汲み取りに来て、次の日に田んぼで、例えば液肥をやるよと言ったらどう思いますか、町民は。

それと、2回目の忠告、最近7月見たのが、椎勝線のメイン道路ですよ。メイン道路で確認したんですよ。わかりますか。たら、築上町の町民が全部液肥に理解してるわけじゃないですよ。液肥を理解しているのは、農業をしている一部の、全部が全部液肥に関して理解求めている人じゃないと思うんですよ。都会のほうから来たときに、ほかの県外の方が来たときにどう思いますか。築上町は未だにバキュームカーで直接田んぼ

に穂肥やりよるで、そういうふうに使われてもしょうがないんじゃないです。そしたら、その地域の人が、その地域の人が例えば県外にお米を売ってたとしますよね。したときに、その米売れんのじゃないですか。そこまで考えてます。それと、もうとにかく大体わかりましたんで、当時の、今町有車3台ありますよね。町有車のその運搬車ですか、それを当初の、平成11年度ぐらいですかね、事業開始したのが、その当時なぜその困いをしたのかももう一度お答えください。

議長(田村 兼光君) 田村産業課長。

産業課長(田村 啓二君) 産業課の田村でございます。

当時、最初の段階でバキューム車を購入したときには、いわゆるバキュームタンクの周りを覆ってそういう形での取ったというのは、ちょっと当時の担当者に聞いておりませんが、私も担当した時代に、買いかえのときに、おっしゃるように困いをしております。これはいろんな問題がありまして、先ほどから指摘をされております液肥に対するイメージの問題。し尿系のレンタルをして散布をするということはマイナスのイメージを拡大をするのではないかと御指摘の問題をされていると思います。それについては、なるほど議員のおっしゃるとおり、そういったマイナスのイメージをつくるという側面も否めないなということで、改めて考えているところでございますが、そういった意味で、困いもそういった一環としてされてきたというふうには思っております。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(14番 田原 宗憲君) 自分が当初役場に勤めていた職員に確認したら、当時は多分液肥に関しましてまくところもなかったと思うんです。反対意見も多数あったと思います。その中で、今は肥料が高騰になり、ほとんど100%の散布が、ほとんど営農組合とかいろいろなところからまいてくれちゃうことですよ。逆に足りないような状態なんかちょっとわからんけど、生産量の100%に近い量をまいていると思うんですよ。だから、建設当時の、事業が11年から14年ぐらい経ってますけど、当時のことをもう軌道に乗ったからバキュームカー借りて直接まいていいとかそういうところは忘れんように今後していただきたいのですが、もう一度聞きますね。これからまたバキュームカーを借りてするんですか、しないんですか、お答えください。

議長(田村 兼光君) 田村産業課長。

産業課長(田村 啓二君) 産業課の田村でございます。

そういった御指摘もございましたので、産業課のほうでいろいろ議論をいたしまして、重機の問題とのバランスともございますが、ちょっと執行部のほうにお願いをして、来年度新たにバキューム車の購入について予算の計上をお願いしたいということで今考えて、現在ある3台体制プラス1台、4台体制で26年度は臨みたいなというふうな議論をしているところでございます。これは予算の関係もございますので、26年度当初予算の中身になると思います。考え方としては、以上でございます。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(14番 田原 宗憲君) わかりました。なるべく1台購入して、もう個人から借りることはないようにしてください。

それと、来年の4月の消費税が8%になりますんで、今買いかえの時期ということも聞いております。町長どうなんですかね、中古、予算の関係にすれば営農組合に支障が出る場合もありますよね、肥料の。だから、例えば土日返上して出してもらおうとかいうようなことを考えて対応するのか、買いかえの車が恐らく出るとことはかなり言っておりましたので、中古を買うのか新車を買うのか。補助金があるものであれば新車を買うべきでしょうけど、今すぐ買うとすれば中古になるんですが、そこら変できるだけ前向きに購入してもらおうことで、町長、一言ちょっとお願いします。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 運搬車、これは普通のバキューム車にパネルをかけなきゃならんということでございますが、このバキューム車の製造が多分ある程度前もって頼んでおけばしてくれるという形になれば、ことしても補正かけて、12月の補正かけて頼むと、そうすればもう4月からできるということで、散布ができるという形になると思うんで、できるだけ早く、一応12月の補正でもお願いしながら、新品をできるだけ早く入れるとことでやっていきたいと、このように考えております。中古はなかなかございません、今は。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(14番 田原 宗憲君) 一応新車を頼めば半年間の製作期間が、受注してからの製作になるそうなんです。だから、普通の時期であれば3カ月ぐらいで入るのですが、どうしても消費税とかの上がるから、結構し尿業者が買いかえる時期にも来ておるところはもう今やっぱり動いてるっていうんです。そうすれば、液肥に関しても頻繁に使うわけじゃないので、基本的に忙しいのは3月、4月と7月ぐらいかなとはちょっと思ってるんですけど、できれば中古でも安いのがあれば、対応してもらえれば、12月やったら来年6月、7月になりますので、だからもう一番使いたいときに車がないとちゅうことになりますんで、前向きをお願いします。

もう一つありますんで、次の質問に移りたいと思います。この液肥のところには散布車のキャリアがあると思われまして、ありますよね。これを台数と色で答えてもらえないですかね。

議長(田村 兼光君) 田村産業課長。

産業課長(田村 啓二君) 産業課の田村でございます。

現在所有しております液肥散布車、通称我々はクローラーと、いわゆるキャタピラー式による不整地運搬車でございますが、現在1台でございます。色は黄色でございます。過去このクローラーは現在のクローラーで3台目でございます。その以前に関しましては、いわゆるグリーンで、クローラーでございました。その以前はいわゆる黄色でございまして、色としてはそういうふうに変化をしております。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(14番 田原 宗憲君) これ、黄色の不整地運搬車っていうんですか、キャリアがあるということなんです。これたしか2009年の購入の月までわかればちょっと教えてもらいたいのと、それと1999年式のCD60R1型というんですけど、これがグリーンで、キャタピラーなんですよ。その購入日とこのグリーンのもの

がなぜないのか、もしわかれば処分した経緯を細かく、細かくどういう経緯で処分したのか、それと処分の日にちも教えてください。

議長(田村 兼光君) 田村産業課長。

産業課長(田村 啓二君) 産業課の田村でございます。

いわゆる2代目のクローラーにつきましては、購入年月日は平成10年9月でございます。これは県費補助をいただいて購入をしております。もうほぼ10年以上使いまして、いろいろ途中でいわゆる部品の大幅な交換もいたしました。いろんな油圧等の、エンジン等のいろんな問題の不具合なり修理が重なってまいりましたので、昨年の8月に処分をしたいということで町内のそういった物品の処分の手続に従って管財のほうに処分の依頼をしております。この処分をする際に関しましては、その製造メーカーであります、ちょっと具体的に名前を申し上げますが、小松製作所といろいろ協議をいたしました。小松側のほうとしては、いわゆる引き取り料なしで処理するしかないという回答があったので、これではちょっと町としてもそういった備品を処理するに当たって少しでも町のほうにお金が入るほうがいだろうということの判断で、平成24年の8月に、産業課といたしましては財政課のほうに処分の依頼をしているところでございます。最終的に財政課のほうから報告をいただいているのは、金額的には29万円で販売をされたというふうに報告を聞いております。

以上でございます。

現クローラーにつきましては、平成21年の1月29日に、いわゆる再編交付金の助成を受けまして購入されたものでございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(14番 田原 宗憲君) 済みません、私が聞いているのとちょっと違うんですが、どういう経緯で、どこに相談して、どこの会社に販売したのか。例えば、新門司とかありますよね、新門司の3丁目とかありますよね、ここに資料あるんですけど、そこまで教えてください。

議長(田村 兼光君) 田村産業課長。

産業課長(田村 啓二君) 築上町のほうにいわゆるR.D.Fの工場ございまして、ここの併設されておりますいろんな物を処理する、そして販売するというので、焼却場のほうに買い取り先の相談をいたしまして、見積もりとしては、具体的に申し上げますと、その紹介で岡村産業という会社からの見積もりを聴取をして、それで手続を行っております。この岡村産業というのは、細かくは知りませんが、そういった中古品等を扱う会社だというふうに聞いています。

以上です。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(14番 田原 宗憲君) 説明しておきますけど、この何とか産業さん、新門司の3丁目なんですが、これが貿易屋さんですよ、貿易屋。金額が29万ですか、29万で処分したということですね。そうですね、課長。

(「そうです」と呼ぶ者あり) そうですね。その担当が課長やったんでしょう。課長が施設組合のある職員に相談して、課長が決めて、財政課が判断したか知らんですよ。課長が個人的に対応したんじゃないんですか、どうですか。それとこの財政課に、関連やから聞きますけど、譲渡書はどういうふうになってますか、このキャリアの。(発言する者あり) 譲渡書は確認できんちゅうことですね。あのですね、今の状況を報告しますと、まだ築上町の所有物になってるんですよ。わかりますかね。今回のキャリアに関して、例えば車を新車を購入しますよね。新車を購入して納車します。それから古い買いかえのものを、例えば落札業者に廃車してくれちゅうことで、そこはもう絶対廃車してくださいよ、抹消してくださいよちゅう念押しを、文言はあると思います。ただ、去年やったですか、北九州のほうでそれを業者からまた個人的に買い取って、それを個人的に売り買いして利益を得とった北九州のやったと思うんですけど、職員がいましたよね。自分が心配するのは、今回も同じようなことが起こったんじゃないかなちゅう思いも正直あります。なぜかといいますと、同じキャリアが、片方は登録があるんですよ、登録が、車はね。車は登録があって抹消しなさい、ありますよね。けど、キャリアに、分に関しては特定自主検査、それも検査機関に依頼して1年に1回のただメーター何時間稼働してましたとかそういう点検項目しか多分ないと思うんよ。その中で譲渡書しかないから、その譲渡書がどういふふうにならないういいんですけどね、もう品物がないから。ほれで自分がインターネットで調べました。同じキャリアを。なら、商品としてまだ未だに400万するんですよ。知り合いの、一応建設業者にもちょっと確認したら、30年ぐらい前の旋回できん、築上町にあるやつはぐるぐるぐるぐる回って360度旋回できるんですよ。(「そうです」と呼ぶ者あり) はい。でも、その知り合いの業者に聞きましたら、一方方向しか動かん普通のダンプトラックのキャリアでも30年ぐらい経つんですよ、そのキャリアが。未だに60万とか80万で買いに来る人いるんですよ。それが何で29万円で売ってるのか、その根拠を、自分もちょうどその何とか産業さんにきのう電話したんですよ。ちょうど役場から電話がかかってきておるちゅうことを聞きました。だから、この明細なりが何かあるんじゃないです。どういうふうな状況で29万円になったのか。それちょっと聞いてよろしいですかね。

議長(田村 兼光君) 田村産業課長。

産業課長(田村 啓二君) こういった処分に関して、事前に岡村産業のほうから見積もりを聴取をいたしまして、その見積もりに従って、先ほど申しあげました財産を処分する手続を、したがって私どもとしてはこういった値段で見積もりが来てるから、これにしたがって処理を依頼したいということで財政課のほうに依頼をしたところでございます。御質問ございましたので改めてこういった経緯について、現状について、町としても確認をしたいということで、いろいろこの会社に問い合わせなりということを改めてしているところでございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(14番 田原 宗憲君) まだ終わりませんよ。あのですね、そしたらですね、これ24年の8月に処分し

てますよね。そしたら、課長はこの環境課ですか、環境課にも、環境課で上がりますよね、ところの職員に聞きに行ったんですよね。そうでしょう。いや、自分が行ってるんですよ、確認。やけ、そこ行ってますよね、相談に。違うんですかね。

議長(田村 兼光君) 田村産業課長。

産業課長(田村 啓二君) 産業課の田村でございます。

先ほど御説明申し上げましたように、環境課の築城のR.D.Fセンターの担当者にこういった物があるが、これについて優良で引き取っているところがあれば紹介をしていただけないかということでいろいろ御相談をしたことは事実でございます。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(14番 田原 宗憲君) この環境課の職員は、とにかく建設機械やから貿易、スクラップ業者を紹介したんじゃない、はじめから貿易を紹介したつもりだっちは言うてました。参考にちょっと聞きたいんですけど、清掃センターのところに空き缶類がありますよね。空き缶とかいろいろ鉄くずを多分取りに来る業者おると思うんですよ。これも関連やからちょっと聞いておきますけど、この何とか産業さんがその鉄を持って帰ってるんじゃ、同じ業者じゃないですよね。答えてもらってよろしいですか。

議長(田村 兼光君) 田村産業課長。

産業課長(田村 啓二君) 産業課の田村でございます。

岡村産業さんがいわゆる産廃の処理業者ではないということは聞き及んでおります。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(14番 田原 宗憲君) なぜそういう質問をしたかと言うと、まだ清掃センターに来ている会社は九州何とかという会社ですよ。九州カタカナの3文字の会社なんですよ、引き取りに来てるのが。それも、その業者に例えば処分を依頼したのであれば、このキャリア自体は8,500キロあるんですよ、処分したやつが。その中でキャタピラー両方ついてます。キャタピラーもゴム式の硬い、ゴム集ちゅうんですけど、その重量が片方が725キロです。両方合わせて1,450キロですね。そうすれば、約鉄の塊が7,000キロあるんですよ。自分が言いたいのは、清掃センターの鉄の買い取り金額が、例えばキロ50円とかいろいろあると思うんですよ。やけえ、恐らくこの品物をそのまま持って帰ったと思うんですよ。だから、あくまでもキャリアは商品なんですよ。商品ね、課長、わかります。何ぼ修理代かかっても、形があれば、とにかく貿易屋ちゅうのは持って行くんですよ。このキャリアには平成10年度の、何か書いとったよね。ゆとり何とか事業、対策事業の園芸ですか、そういう物が、自分が心配しているのは、例えばここへのテレビ中継のときに、例えば何々とかいう、よく外国のほうは名前消さんで使ってますよね。もしかしたらそういう場面が見れるかもしれん。わかります。それと、備品の項目の中にまだバックホーなり、クルマに関してはしようがないと思います。抹消して北九州みたいにそれを転売するような役場の職員がいないと思いますんで、そこ車に関してはよろしいんですが、まだ今後バックホーなりがかなりやっぱり台数があると思うんですよ。特に清掃センター。だから、同じような

繰り返しがないように、もしそういう機械を、例えば処分するんであれば町内の建設業者とかに入札して、どこどこが悪い、現状で幾らで買うかとか、町内業者に30万円で、町長ね、喜びますよ。だから、もう10年経ったから処分していい。例えば、コンマ7クラスぐらいのコンボとコンマ4とあると思うんですよ。あれを10年して、例えば処分して、同じように処分したら大損害になると思うんです、築上町は、その場合はあくまでも発電機の、エンジン関係、ディーゼルは絶対、町長崩れんのですよ。エンジンかからんかったらエアクリーナーのところからキンチョールかけて、ほしたら仮にすぐかかるんですよ。だから、車に関しては、町のほうとしては抹消なりそこで管理はできると思います。ただ、登録のない物に関しては今後入札なり、管理をやれば決裁を担当課に任せるんじゃないくて、田村課長、本当液肥と堆肥に関してはすばらしい人と思うんですよ。だから、そこ町長が管理してもらって、備品の項目に関しては管理してください。

それと、もう1点あるのですが、ついで関連なんでちょっと許してもらいたいんですが、清掃センターのスクラップ引き取ってますよね、業者が、それもできれば1年契約、予測、1年間に何トンぐらい出るから、そういう見込みの金額、鉄は一日一日変動するんですよ。ほやから単価を決めることは難しいんでしょうけど、同じ業者がずっと流れるんじゃないくて、だから1社の業者が鉄を引き取りに来るから、じゃけえ今回同じ会社かなと思ったら違ったから、なおさら清掃センターの同じ業者に頼んだのであれば、自分も鉄の量として処分したのかなと思うけど、わざわざ違う業者なんですよ、今回。そこはちょっとおかしいとか正直思いましたんで、この築上町にそういう不適正な職員はいないと思いますんで、今後同じような繰り返しがないようにして、ほかの議員さんからも質問されないようお願いしたいと思います。

最後に、ちょっと町長から一言お願いできますか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 御指摘のことよくわかりました。私は決裁は廃棄処分ということで決裁をしておいたら、転売できるような形で引き取って行ったということであれば、今後やっぱり一つオークションに出すなり、インターネットで、こういう機械の性能これぐらいのがあるということでオークションに出すなり、先ほど言った町内の建設業者がほしいんであれば、事前に入札をするという形で、そういう形で何か有利な方法で販売、いわゆる廃棄処分にするんじゃないくて、そういう有利な販売方法も考えていきたいと。それからまた環境の部ですね、機械類も同じようにやろうというふうに今指摘があったんで、ありがとうございます。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(14番 田原 宗憲君) 今後このようなことがないようにお願いします。

これで質問を終わります。

.....
議長(田村 兼光君) ここで一旦トイレ休憩をしたいと思います。再開は2時からです。

午後1時50分休憩

午後2時00分再開

議長(田村 兼光君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

では、12番目に6番、工藤久司議員。

議員(6番 工藤 久司君) それでは、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

まず最初に学校教育について、前回も同じような質問をさせていただきましたが、今回全国学力・学習状況調査という、正式名称は全国学力テストではなく全国学力・学習状況調査の結果についてということの内容と、これ書いてあるとおり、この結果を昨年と前回と比べてどう検証をして、また今後はどう生かしていくのかという通告と、まずもう一つは、築上町で進教育長が他町村にこれだけは負けないぞ、こういうものを独自でやっていく教育方針があるのか、まずこの2点についてお尋ねいたします。

議長(田村 兼光君) 進教育長。

教育長(進 俊郎君) 教育長の進です。

まず、学力テストの結果と検証と今後の課題ですけれども、本年度の学力テスト、正式には今ありましたように、全国の学力・学習状況調査ですけれども、この学力テストの結果は前の年よりも全体的に伸びております。例えば、町内の8校の小学校の平均は、国語A、B、算数Aともに京築地区7地区ありますけど、京築地区の平均を全て上回っております。そして、福岡県が実施しました理科、社会の両教科とも京築地区の平均を上回っております。中学校のほうですけれども、中学校の2校の平均は、国語、数学ともに若干京築地区の平均を下回っておりますが、県が実施しました理科と社会と英語、3教科につきましては、京築地区全体の平均を上回っております。そして、中学校の国語、数学は今一步のところですが、全体的に築上町の子供たちの学力は少しずつでありますけれども高まりつつあると思います。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) もう1点あったので。

教育長(進 俊郎君) 続けて言います。この学力テストが伸びた原因として大きく3つほどあります。1点目は平成20年度から築上町は福岡学力アップ推進事業の指定を受けまして、町ぐるみで、また学校ぐるみで全職員一丸となって学力を取り組んできた成果が出てきていると思っております。

2つ目は、基本的に1学級1担任1教師ですけれども、築上町は積極的にT1、T2事業や少人数授業など積極的に取り入れて、指導力の改善に図りました。授業改善を積極的に図ったおかげで少しずつ伸びてきているといえます。まして、もう一つは、教科の県費負担職員以外に町負担職員を4校から5校ぐらい派遣して、複式解消ということを含めてそういうことで非常勤講師を雇っております。その件も一緒に大きな力になったんではないかと思えます。

それともう一つ、最後になりますけれども、正規の教育活動以外に、築上町は夏休みに学力強化講座というのをやっています。サマースクールと言ってますけれども、これ若干、学校に若干較差がありますけれども、6日間、国語、算数、数学を中心に読み書き、計算とか基礎学力をしっかりとつけようということをやっております。

そして、普段の授業の中に朝の活動とか放課後にも基礎学力を高めるための工夫を凝らし、少人数による指導をしてきたおかげで伸びていると思ってます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) 全体的には小学校のほうはポイントが上がったということ、中学に関しては県レベルか若干低いのかなということの説明ですが、もともとこの福岡県6教育事務所の中で、京築地区というのは、これ朝日新聞に出てたんですが、下から2番目ですね、その辺は間違いないでしょうか。この新聞にはそうなってますね。もともとが京築地区っていうのが、今じゃあ全体的にじゃあ全国レベルでどうなのかという、低い、低いか小学校に関しては全国レベルぐらいかなと。中学校に関しては、ほとんどの強化が全国を下回っているというような結果だと思います。低い京築地区、低いといったらあれですけど、まだまだってところの中で若干上回っているぐらいでいいのかということ。この全国学力調査に関してはいろいろ賛否あります。中には公費、税金を使ってやるのだからきちっと公表するべきじゃないかと言って、ある自治体の町は公表したりしておるところもありますし、このテストに向けての強化をすることで、いろいろ過去に不正があったという話も新聞紙上で出ています。ただ、する以上前回よりも成果が出る、それをやっぱり検証しないとなかなか足踏みというか、成果っていうのは出らんのかなという気がします。

独自の築上町のという点なんです、今の教育長のこういうことでそれが効果に出たというような話は、なかなか教育っていうのは時間がかかってと思うんです。じゃあ、きょう教師を2人ふやしたからって成績が上がるかっていったら、やっぱそういうものでもないと思うんですね。ですから、違う観点で、例えばきのうも議員の中から、これは教育といえば教育なんでしょうけど、2020年に東京オリンピックが決まったですよ。あと7年後です。僕はこれを5時まで起きて決定を見てたんですけどでも、こういうところに少し教育長、目を向けられないのかなという思いがあります。

例えば、今国はナショナルオリンピックセンターか何かで、もうジュニアの時代から親元離させてきちっとした教育・指導をしながらやっているそうです。ロンドンオリンピックでも金メダル多くとったのは、国が強力なバックアップをしたというそういうもう成果も出ています。ですから、オリンピックに向けて、うちの町から一つそういうようなオリンピック選手を出そうではないかみたいないうのも一つの町のアピールにもなるし、教育の観点でも活性化になるんじゃないかなっていう、個人的にはそうしてます、そういう思いです。ですから、これを期に我が町でもなかなか学力、それは一緒につけていかなければいけないでしょうけど、そういう意味での独自の教育を教育長のほうできちっと計画を立てて、お金もかかる部分もあるでしょうけども、そういう環境づくりを、前回も言いましたが、していただきたいと思いますが、いかがですか。

議長(田村 兼光君) 進教育長。

教育長(進 俊郎君) 教育長です。

先ほどちょっと御指摘ありましたように、まだまだ学校間の較差もありますし、教科領域におきましても較差

があります。よって、築上町内の小学校とあるいは中学校といわず、全ての学校が全国平均レベルに達するようにこれからも気を緩めることなくやっていきたいと思ひます。

それと同時に、学力が高まるということは、結局心の教育があります。やっぱりそういう点で基本的な生活習慣とか社会的なルールとかマナーとか、そのようなところまできちりつけていくことがまた学力アップにつながりますので、そういうところもおろそかにならないようにやっていきたいと思ひます。

独自の教育ということで、昨年度から私は考へていることは、校長会等を出していきました。築上町独自の教育という、ほかのところにはない教育は、大きく2つあります。1つ目は食育の推進です。「食」は食べる食で、食は命あることでもあるし、生きる力を育む大切なものです。よって、これからの時代を担う子供たちに健康でたくましく生きていく力を培うためには食育の推進を図ることが最も重要だと考へております。これからの教育はこの食育はかかせない役割と思ひます。よく、知育とか徳育、体育とか言われてますけれども、それプラス食育というのは、やっぱり子供たちがたくましく生きていく力にとっては非常に大切な取り組みではないかと思ひてます。このことを、食を通して健全な食生活を実践することができる人間に生長するんじゃないかと思ひてます。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) 何かもう少し胸に刺さるような回答がほしいんですが、きのうも中島議員の質問の中で、学校図書で力入れてますという教育長の答弁ありました。それが今回小学校に関しては学力のテストの平均値ぐらいに行っただってということであれば、それ中学からまでつなげないかんことだと思ひんです。小学校はレベルまで来たのに、中学校は変わらずってということは、私から言ったら小学校と中学校の連携っていうのをもう少し教育委員会の方できちと取りまとめてやるべきではないかなと思ひんです。特に、これからいろいろうちの町からも国際的な人材を輩出したいと思ひんであれば、特に語学力、今小学校では英語をしますよね、英語学級を。それが中学校までに、中学校に行っただけに本当に生かされているのかっていうのは非常に疑問なところがあります。小学校で終わって、中学校でその小学校時代でやったことが生かされてるのかっていうのは非常に疑問なところがあるので、そこは教育委員会なり教育長がもう少し、校長会なり学校に出向いてでも行って、前も言いましたように、築上町を卒業した、義務教育を終えた子供たちは英語に関しては片言の英語ぐらいは話せるとか、会話ができるぐらいの英語力を持って高校なりに行ってるよっていうのは、一つ特徴ある教育じゃないかなと思ひんですが、そのあたり教育長どうでしょうか。

議長(田村 兼光君) 進教育長。

教育長(進 俊郎君) 教育長です。

小・中連携ということは、非常に多種です。そして、これは例えば同じような共通課題で同じ共通目的でやっていくところはとても大切ですので、私もこれは校長会等通して口すっぱく校長先生方お願いしているところなんです。今出ましたように、英語教育はまた小学校と中学校はそれぞれ目標なり狙いが違ひますけれども、やっぱり実際に本来に英会話スムーズに国際感覚供へるような、育成できるような築上町つくるのが大前提あ

りますので、それに向かって小・中同じ、土俵に乗って進んできたと思います。今まで以上につき進んでいきたいと思います。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) 本当に、目的を持ってやることで子供たちの意識というのも変わると思います。

一つ例を挙げると、ことしの夏の甲子園で準優勝になった高校は宮崎県の延岡学園だったと思うんです。これ、九州でまだ甲子園で、夏の甲子園で優勝してない県は宮崎県だけだそうです。あとはみんな優勝してるそうです。これは宮崎県の課題として、宮崎県優勝させようということで強力なバックアップがあったそうです。その成果が、もう何年前からしてあらわれたそうです。ですから、これは町長部局になるかなと思うんですけども、そういう環境をつくることで子供たちの可能性っていうのは限りない、その環境をつくる役目が教育長であり、整えるのが町長の役目だと思うんです。ですから、田舎だから、人口が少ないからじゃなくて、だから少なければ少ないほどコンパクトでやりやすい部分、やれる部分というのがあるっていう発想でやっていただきたいと思います。環境を整えるという部分では、今回町長が中学校は築城と椎田を建てかえますということだったんですが、隣のみやこ町では小中の一貫校で今計画をしてると思うんです。これを情報は教育長にも入っておると思うんですけども、どうしてだろうかなと思ってちょっと聞きましたら、まず子供が少なくなると、子供が少なくなる。小学校も中学校もちょうどそういう建てかえの時期に来ていると、ということで今小学校と中学校を1つにまとめた計画を、財政的な問題もあるでしょう。全部建てかえるとなったらお金幾らあっても足りんでしょうから、ですからそれが一つのみやこ町の小学校、中学校の教育方針というか、環境を整えるためにもという結論で今やっているそうなんですが、中学校を、築城中学校を建てかえる前に、前回も言いましたけど、小学校も老朽化しているわけですからもう一度小学校の建てかえというのも今後考えたときに、もうこれは無理な話だと思うんです、全部建てかえるっていうのは、ですが、そこはそういう発想のもとでいろいろテーブルに乗せてもいいんじゃないかなと思うんです。ですから、まだ慌てることはないと思います。ですから、そこら辺もう一度教育委員会なりで話をして、小学校の建てかえに関しても当然出てくることだと思うんですね。いま一度話をしてまた町長に進言してもらいたいと思いますが、いかがですか。

議長(田村 兼光君) 進教育長。

教育長(進 俊郎君) もちろん考えていきたいと思いますが、その前に築上町独自の教育、もう一つ私は、また同じ考え方なんですけども、築上町は力入れているのはふるさと交流というのをもっと力入れているんです。地域とのふれあい活動なんですよ。ということは、小学校は8校あります。椎田小学校や築城小学校、ほで小原小学校、西角田小学校、ほかの他町村に比べ築上町はすばらしい自然環境とか温かいとか風土があります。そのすばらしい自然環境と風土を生かしながら、家庭や地域と連携しながら、地域の伝統文化等をふるさと交流を積極的に行っております。よって、西角田小学校は西角田小学校、小原小は小原小のそれぞれ小・中学校ありますけども、地域と密着して取り組んでおります。それぞれの学校のよさを、持ち味が

あります。そこら辺とこ十分築上独自のよさがあるということだけは認識していただければと思います。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) まあ、慌てることはないと思います。小学校も建てかえなければいけないでしょうし、前回の6月議会でも言ったように、複式学級がうちには3校あります、うちの小学校には、これを解消するため、また少子化のためにそういうものも考えたほうがいいんじゃないかという気持ちです。ですから、今言う地域と連携をする、またはその家庭学習、または学校っていうのは、やっぱり知識だけでなく知恵を持った子を育てるということにも本当に大切なことだと思うんで、なかなか教育長の思いというか方針が私だけかもしれませんがなかなか伝わってこないんで、こういう機会に質問をさせていただいて、もっとわかりやすく大きな声で言っていただきたい。教職員なり、地域または今言う家庭に理解を求めてやっていただきたいと思います。頑張ってください、よろしくお願いします。

じゃあ、次に行きます。次の質問が、職員の意識についてということで通告をしております。

まず1番目が、納税証明書の不備についての処理、原因と対策、次に、職員の指導・教育はどうしているのかということでやっているんですが、言うところ軽自動車税の電信漏れということで、いつか我が家に税務課から1通の封書が来まして、何だろうと思って開けたらこんな、これ何文って言ったらいいか僕には理解できないんですけど、「口座振替の御利用の皆様へ」という表題で、最初に来た証明書には町長の電子印が、職印が押されてなかったのが無効ですと、「新しいものを送りますのでそれを活用してください」という文でした。これ何なのかなと思ったら、何軒からの方からも電話があって税務課に行って聞きましたら、本当今のこの無効なものを気がつかずに振りかえを、軽自動車税を振りかえた町民に送ったということなんです。これそんなに問題になるのかなという思ったんですが、一つは税務課という立場ですよ。先ほど来いろいろ税の徴収に関しての質問とかも出ている中で、これ行政事務がこういうことをしたりスクとか、これ相当な影響があるんじゃないかなと思って、何らかの形で皆さんに、議会なりに報告があるのかなと思っても何もなく、もうこれを請求したのは私は7月30日ですね、約1カ月以上も何もなく、説明もなく、情報開示した分の資料しかいただいていませんでしたので一般質問をさせてもらうようにしました。これ、どこが責任があるのかということです。よく、町長は職員の対応が悪いとかいう質問を私もしたことありますし、過去のいろんな議員さんが質問したら、名前を言えというようなことよく言ってましたので、今回誰がこれに責任があってこういうミスがあったのか、誰と言うとこれはまたいろいろと問題があるので、どの課に責任があるのかだけをまずお答えください。

議長(田村 兼光君) 田村税務課長。

税務課長(田村 一美君) 税務課、田村です。

まず、納税証明書不備についての処理、原因の対策の概要等をまず申し上げます。

築上町が軽自動車税の口座振替利用者へ発送した平成25年度軽自動車口座振替済み通知兼車検用納

税証明書を発送しましたが、証明書欄に町長名の電子公印が印刷されていなかった、それを税務課が発送しました。経過としまして、納税者が該当車両、車検に際し車検業者が軽自動車協会から納税証明の職印がないため効力ができないので納税証明を送ってくださいという電話がありました。税務課は早速調査して納税証明を発送しました。口座振替利用者へ多大なる御迷惑をかけたことは最小限に抑えるとともに、電算会社にシステムの改修及び再印刷を指示し全件送付いたしました。電算会社は後日顛末書を提出するよう合わせて指示も出しました。原因といたしまして、平成25年4月以降住民基本システムを入れかえております。電算会社によるシステム更新作業の際、電子公印出力に必要なプログラム改修に漏れがあったものでございます。今後の対応としまして、納付書の印刷圧着作業等において、印刷位置や年月日の誤りがないか確認作業をしておりますが、今後さらなる厳重なチェックを行い、再発防止に努めてまいります。本当に申しわけありません。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) これどこに責任があったのかということがはっきりしないと注意のしようもないでしょうし、本当に税務課だけの問題だったのかっていう思いもありますし、これやっぱ年に一遍こんなことが起きるような今状況です。今うちの町の行政事務ってというのは、もうはっきり言うと、昨年だか一昨年も何かありましたよね。衆議院議員の名前をどうだこうだとかいうのも新聞に出ましたよね。その前も作業関係であったやないですか。もう毎年、毎年と言っていいくらいこういうようなことが起きるような中で、2番目にも通告している、どう教育して指導しているのかということですよ。あまりにもこれ無責任というか責任がなさ過ぎるのか、これ一般、先ほど小林議員が築上党の党首と言うてました。僕は株式会社築上町の社長である新川町長の体質だと思うんですね、これ。トップの責任ですよ、これは、はっきり言って。トップの責任で部下がこういうミスをしたのであれば、最終的に責任を負わないかんのはトップですよ。だから、毎年毎年こんなようなことが起きてるのに、職員の意識がどうなのかってということなんです。原因・追及をもっときちっとしないと、職員を処分せとかそんなこと言ってるわけじゃないんです。きちっとどうしてこういうことが起こったのか、誰がどうだったのかってところが本当に課で検証されたのか、検証された結果を各課の課長さんが自分の課で部下にどういうふうの説明してるのか、何か人事のような感じですね。一つ人事とってびっくりしたのが、この手紙をもらって役場に来て税務課に来る途中に職員に会ったので、「こんなことがあったけ知っとる」って言ったら、「知らん」って言ったんです。私のところに葉書とか文書が来たのはもう何日後だと思っんです。それなのに職員にはこういうことがあったことすら知らないというこの体質が、何か僕から言わしたら課の中でうやむやにして何事もなかったように済ませようというような体質なのかなという感じがします。もう一度聞きますけど、この責任はどこがどうなってこんなことになったんですか。税務課なんですか、それとも電算係とか総務なんですか、どっちなんですか、これ。

議長(田村 兼光君) 田村税務課長。

税務課長(田村 一美君) チェックを怠った、最終的には税務課の責任だと思います。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) もう一つ、これチェックを怠った税務課の責任と、これを確認をせずに、システムが変わったとはいえ電算会社、課長のほうから何件あってどれぐらい費用かかったっていうのをいただいますので、ちょっと言うと、件数が1,276件、これでいいんですかね、「はい」と呼ぶ者あり)郵送代が80円、10万2,080円かかったんです。これをどこがどう負担したんですか。

議長(田村 兼光君) 田村税務課長。

税務課長(田村 一美君) 税務課、田村です。

それは税務課の予算で負担しました。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) ここには電算会社に顛末書をというような話になってますが、顛末書を提出するように指示したと、出てきたのが報告書。この報告書の行き先は田村税務課長ですね、株式会社アングルの社長かなと思ったら、次長から報告書というのがこれ上がってるんですね。本来なら、町長に報告書やなくて顛末書で、ましてや株式会社アングルのシステム開発部の次長か何か知らんですけど、社長から来るべきでしょう、これ。そんなに簡単なものでいいんですか。そんな課長が責任を持てるんですか。ですから、僕が言うのは、10万2千何がしという、たった10万何ぼかもしれんけど、そのミスをしたおかげで10万何ぼというらん支出がしているわけですよ。ましてや、この会社にも何らかの責任があるのであれば、そこはきちっと交渉して責任を取らせるべきだと思うんですね。報告書1枚で終わりですか、これ。

議長(田村 兼光君) 田村税務課長。

税務課長(田村 一美君) 税務課、田村です。

自分のほうとしましては、一応顛末書を出してくれっちゅうことで、社長のほうからっちゅうことはそれでいいんじゃないかなということで、私のほうが一応受け取りをいたしました。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) それでは、これ税務課と一つはこのアングルという会社のミスだと思うんです、これ。両方のミスでお互いのエラーがこういう形になったと思うんですけど、これ町長知って、この報告書を見たと思うんですけど、これどう思いました、町長。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には電算会社も電算会社、それと町の職員も何で発送前に職員確認しないかというふうに僕もあと顛末書見て思いました。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) それでは、この教育指導についてですけど、その後どういような、職員に対して指導、教育をしたのか。各課の課長さんで顔を背けないでください。みんなの共有しているこれもんだと思

うんですので、税務課だけじゃない、総務課だけじゃないだろうし、これがどういう形で課長会議とかで報告されて、どういう形で自分の部下にこういうことがあったぞと、きちっと行政事務しろよという指導をしたのか。どの課長さんでも結構ですので、うちの課ではこういうことをして再発防止に努めている、指導しましたということがあれば、税務課以外でお願いします。税務課だけの問題じゃないですよ、これは。

議長(田村 兼光君) 田村税務課長。

税務課長(田村 一美君) 税務課、田村です。

よろしいでしょうか。各課長会議には報告していません。だから、ほかの課長さんは知らないと思います。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) それでいいんですか、副町長。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 今、庁議、そして課内会議を月1回やっています。これ、今回電算会社とそして封書入れるときの確認ミス、一枚見ればわかる話を見ずにもうさっと封書に入れたということで、これはさっき御指摘のとおり、選挙事務のときに本当にイロハの「イ」ですよ。もう見ればわかる気がする。それを頭の中でもう印鑑ついておるだろう、これはこうなっているだろうということの作業でやったんで、特に私が庁議のときに、選挙事務のときにこういうミスがあったからそういう確認を取りなさいという、庁議では厳しくしたというか指摘というかやりました。特に、ちょうど段階の世代が卒業して、1、2、3、4年生ですかね、多い世代に入っておりますので、特にチェックといいますが経験不足もありますんで、そこはチェックを確認をして上司が再度確認をしてやりなさいという叱責か指導か、怒ったのかわかりませんが、そういうことをやりました。そして、基本的に、今市町村職員研修所で新規採用のときに2回、ほいで係長になる前3回、それで係長になって係長研修、課長研修、管理職研修、そして税務課も固定資産の研修、課税の研修、もうかなり職員は2泊3日等でやっていますが、やはりそこは私もイロハの「イ」の字が間違えて唖然としてますけど、そこはもう再度またそういうことのないように厳しくっていいですか、全課長を通じて、全課長もそこら辺はそういうことのないようにやっぱり指導はしていきたいと思います。特に文書も多いんですよ。パソコンに入った去年の文書をポンと出して、表をちょこっと変えて、見れば日付は24年になったり規模が違ったり、もう度々言いますが、やはり職員はなかなか直らないということで、それはもう町長も私も厳しくは言ってますけど、どうにかせないかないけんという思いはあります。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) 質問は、税務課だけの、今課長は各課長会議で伝えてないっていうのが僕は問題はじゃないかと思うんです。ですからこういう問題というのが、今副町長が言われたように、また起きたというような形だと思うんです。せっかくその信用を積み上げてきたのが、たった1つのそういう事案で、信用なくすなんて一瞬ですよ。ですから、先ほど言ったように、株式会社築上町がこういうお客さんに出す書類を問

違ったらどういうことになるかっていうことですよ。普通やったら契約打ち切りとか損害賠償とかがって話になるやないですか。ですから、それだけ行政事務というのは、僕は考えるのに100%で当たり前だと思うんです。99点じゃあ1点減点じゃないですか。ですから、そこのあたりというのはもっと職員で、間違ったら間違っただけで共有して、やっぱその対策をしっかりと練って、各課でいろんな書類が違ってしまうから、それをきちっとしなければいけないと思うのが全体に行きわたってないということはいかがなもんかなということです。町長、どうですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には、最終確認といいますが、順を追ってやっぱやるべきだということで、やっぱり職員はプロ意識に徹して、絶対に見逃してはならないこと、それから我々、私もいろんな決裁文書回ってきます。私は判をつかないときもあります。どこが間違うととも指摘をしないで、直ってくるまで判をつかないようにしている、重要なところはやっておりますし、非常に誤字が多い。もう、だからその誤字は全部訂正をしながらやっておるんだけど、非常に誤字が多いし、パソコンの変換ミス、これよね、これが非常に多うございます。先ほど副町長が言ったように、去年の文書を少しだけ変えてあとはほとんど変えてないというふうな形もあるし、ちゃんとやっぱり状況に合わせた文書づくり、それから事務、そういうものを的確にやるようには、課長会議の時には全般的には言っておるんですけど、なかなかそうはいかない。それとあと、今ここにおる課長には町長のつもりで仕事をやってくれということで、そして誰かの質問のときも言ったんじゃないかと思えますけれども、とにかく町長に話を持ってくるときは、課の中でこういうふう考えたがこの方法が一番いい方法だからこういう形でやりましょうやという提言型の一応進言をしてくれと、町長これどうしましょかという伺い型じゃなくて、こういうふうにやってくれというふうな話も私は常にやっておるところでございます。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) きのうの一般質問の工藤政由議員の真面目なまち、何もなし、不祥事がないまち、やっぱりこれを不祥事と言うんでしょうか。本来なら、北九州でもありましたね、一週間ぐらい前に。一緒のことですよ、これ。印鑑証明書の印鑑が大きかったとか、ちょっとサイズが違っちゃったとか、NHKか何かテレビで偶然見ましたけども、ああ一緒のことだなと思ったんです。どんな処分がされたのかどうか知りません。処分はせとは僕は言わないんですけど、そういう危機感というかそれがやっぱなさ過ぎると、それは町長、さっきも言いましたように、町長の背中ですよ。何か緩んでるんじゃないかなと思いますよ。先ほど、今言う提案型っていうけど、これはやっぱ若い時代に鍛えておかないと無理ですよ。いきなりこういう問題起きたから、お前らそんなつまらんよと、もう指示待ち症候群が多いんですよ。ですから、そこは各課で鍛えてやっていかないと、それはいきなりきのうまではこれで良かったのにころっと変えてそれがつまらんよと言われたら、職員もそれは戸惑うでしょう。ですから、そういうものをきちっと課長通じて職員に徹底させてください。そうしないと、また同じようなこと起こったら、町長どうしますか、もう、もう恥ずかしい限りでしょう、これ。ですから、そこは気合を入れてやってほしいのと、逆に、一生懸命やっている職員もたくさんいると思うんです。余

り見るとやってる職員とやってない職員の較差ってというのがあるのかなという気もしてならない部分もあります。ですから、夜9時も10時も電気がついている課もある。一生懸命何かやっているんでしょうもあれば、5時になったらもうんもすんもなく帰る人もおるでしょう。ですから、そこらあたりってというのは、やっている人はやっているなりにもっと評価をしてやるとかというような形のけじめつちゅうのをしっかりつけていただきたい。そのことをもっと、またこんなことが副町長町長絶対起こしませんと、最後にその約束をしていただいて、質問を終わりたいと思いますので、町長のほうからよろしくお願いします。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 職員には入念な仕事をやって、プロ意識に徹するというので、再度また来週の月曜日課長会議がございまして、もう一回徹底しながらやっていきます。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) これは電算関係か何か知らんですけど、こういうようなこと、言えばそういうミスってというのはこれだけですか。これだけですか。もうないですよ。例えば、何か計算間違いをしたとか、何かしたとか云々とかってこういうようなことで何か問い合わせやらないですよ。ないですよ。わかりました。なければこれで質問を終わります。今後こういうことがないようにしっかりした指導をお願いします。

.....

議長(田村 兼光君) 続きまして、13番目に15番、信田博見議員。議員、もう一番最後やから、少しみんな眠たがっちゃうとき、気合を入れてぱっぱとやっちゃくれ。

議員(15番 信田 博見君) 2日間にわたりました一般質問の私で最後でございまして。元気にやりたいと思いますが、なるべく早く終わりたいと思います。

旧蔵内邸についてということで、これは宮下議員も質問しましたので余り質問することはないんですが、今までに1万4,500人、もうきょうあたり1万5,000超しておるのかなというふうに思いますが、今までこれだけの人が来た。大変人気だったと。これは当たり前なんです。それだけのお金をかけて、時間をかけてやったんですから、これはこの状態が当たり前なんですけども、問題は今後なんです。今後、どうやって今までのようにお客さんを呼ぶのかというのが問題だろうというふうに思います。

私も先日といっても半月ほど前ですが、行って参りました。やっぱり素晴らしいです。何が素晴らしいかと言うと、建物もそうですし、その建物に使っている材料、いろんな本当素晴らしいと思います。この近辺では目にすることができないような素晴らしい材料もあります。特に素晴らしいと思ったのは、やっぱり案内をしてくださる方たち、これは本当に時間をかけて自分なりにやっぱりしっかり勉強したんだろうというふうに思います。おもてなしの気持ちがいじみ出ているようなそういう感じを受けました。

そういうことで、この案内をしてくださる方たちというのは、それなりにすぐできるようなことじゃないと思うんで、このオープンするまでにそれなりのところでそれなりの人が、それなりのお金を使って、それなりの時間を使って研修をして訓練をしたその賜物だと思うんですけども、この素晴らしい人だけじゃやっぱりお客さん

は呼べないと思うんですが、でもそのおかげで今リピーターもかなり来られてるという話を聞きました。ということで、どうやったら今後今までのようにたくさんの人にいただけるのかというのを、このリーフレットの中に「お茶セット有料」ということで書いてまして、「館内の大広間でゆっくりとお茶と甘い物を楽しむことができます」と書いてあるんだけど、よく見ると「ただいま準備中」と書いてあるんです。ということで、こういうこともやるのかなというふうに思ってますが、ちょっと課長さらっと説明をお願いします。

議長(田村 兼光君) 神崎商工課長。

商工課長(神崎 一浩君) 商工課の神崎です。

今議員さんが質問されたお茶セットの分は、7月ぐらい準備は済みまして実施をしようと思いましたが、ただ天候が悪くなりましたので今延期をしております、10月1日から実施予定にしております。よろしいですね。

議長(田村 兼光君) 信田議員。

議員(15番 信田 博見君) こういうことは、早目早目にどんどん手を打っていただきたいと思います。よろしくお願いします。この蔵内邸、いつだったかな、行橋の方、ヤマノウチさんって方でしたかね、その方は非常にこの近辺の観光地とかいろんな郷土史をいろいろやっている方でしたけども、その方が「やっぱり蔵内邸はいいな」と言ったのが、やっぱりこの案内する人たちのこと言われてましたね。課長もありませんね。今そういう旅行、ツアーのそういったことも考えてやってるんだということも話もしてました。ですから、築上町だけじゃなくてこの近辺の人たちもそれなりの努力はしてるわけですね。ですから、そういった人たちの助言とかそういったことも聞きながらしっかりやっていただきたいと思います。

それから、この蔵内邸を購入してこういうふうにするに当たっては、いろんな人がやっぱり町長だけじゃない、課長だけじゃない、いろんな人の苦勞とそれからいろんな人の助言とかいろいろあったと思うんです。それをそういった人たちの助言とかそういったのも今後受けながら、またそういった人たちを切り捨てるんじゃないくてどっどっ中に取り込んでいっていただきたいというふうに思います。

蔵内邸は、以上で終わります。

次に、これは鳥獣害対策についてということで、もうこの議会では何回目になるでしょう。もう数え切れないぐらいやりました。稲刈りが始まりまして、イノシシ、稲刈り時期はイノシシなんです。イノシシにやられた田んぼというのが山間部で非常に見受けられます。うちが、私がつくっている田んぼも数箇所全滅をしております。ネットをした上に電柵をして、そういうふうにしてるんですけどもやっぱりどこからか入ってくるんです。石垣は崩すはあぜは崩す、それから水路は塞ぐというふうに、本当に大変です。そういうことで、山間部の農家はこのままだと耕作意欲を失ってしまって、また耕作放棄地とかがどんどん出てくるんじゃないかなというふうに思います。山間部の棚田とかそういったところ、きちんと管理をしてくれているからこそこの下流域での農業も成り立っているというふうにも考えられると思うんです。またことしのように長期間雨が降らないというようなことがあった場合にも、やっぱり山間部の上流域の田んぼをつくっていると水が枯れないということもあると思います。ですから、何らかの形で手を打っていただきたいと思いますが、今何かそういうことやってますか、

町長。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 今、この有害鳥獣ということで、イノシシとシカとサルがまた出没しました、それとアナグマ、こういうものが非常に繁殖を多くして困っておるということで、先般8月5日に京築農業振興協議会ございます。ここから、たしか8月ですね、5日、県のほうには要望に行つて、その足で市町村長全部で九州農政局にも行きました、そして、8月21日福岡県の町村会で東京研修がございました。その次の日に後藤市長とそれからヤタミ市長わざわざ来ていただいて、農水省までこの対策を直接皆さんでお願いにいったところで、農水省のほうも有害鳥獣対策室というのを設けていろいろ助成策やっけていただいておりますが、なかなかやっぱり後手後手に回っておるというのが現状でございます。もう一昨年から大分県と合同で、直轄事業でこの有害鳥獣を一応駆除しよう、それから防御しようというようなことでやっております。そしてまた福岡県独自でもやっぱりこの有害鳥獣の関係で、非常に苦慮しておるという状況でございますし、何とか異常繁殖を避けながら、昔のやっぱり、これはやっぱり山づくりが必要じゃないかなと思います、実際、やっぱり今針葉樹ばかりで自然林が少のうございます。そうすれば餌がなくなるという形の中で、根本的には山づくり、自然林を多くつくって、いわゆる山の彼らの餌が潤沢にできるような形になれば、昔と変わってくる。

それとまた1点では、豊前の後藤市長が一生懸命やっているんですけど、豚を荒廃田に飼ったらイノシシ、シカは来なくなると、そういう話で今実験をしておるようでございますし、それが本当であれば、それでいわゆる転作田に少し柵をしながら豚を飼えば、イノシシ、それからシカが来なくなるという実績が出れば、本町でもそれを推進をしまければ被害が少なくなるのではなからうかなと、このように考えております。今実験をちょっと豊前市のほうでやってもらおうと、本町も1人か2人やろうかという人があるようでございますので、もしそれがもう本当にそういう形で有効な手段であれば、そういう方向性もいいのではなからう。そうすれば、あと豚のほうはまた肉として売れるというような形になりますんで、できればそういう形になるような、何とか模索をしながらイノシシとそれからシカを、基本はそういう形、サルも近ごろ岩丸に出没したという話も聞いておりますし、香春岳から大分はぐれザルが遊びに来ておるようでございますんで、これを何とか、これはもう香春のほうは非常に力を入れておるようでございますし、苅田にも相当来ておるという話も聞いてますんで、だけどハンターがサルは嫌だと、やはり霊長類だからハンターはなかなかサルは撃ちづらいという実績で、まだサルはかしこいんですね、実際、もう一回もう逃げ道をちゃんと覚えちよるというような形もありますし、(「町長、もうええんやない」と呼ぶ者あり)人間とサルの知恵比べじゃないかなと、このように考えておるところでございます。

議長(田村 兼光君) 信田議員。

議員(15番 信田 博見君) 今、山が荒れてるというか、山が一つの原因だろうということなんですけど、いろんな要因があると思いますが、山間部ではやっぱり耕作放棄地が結構あるんです。その耕作放棄地が結構イノシシのすみかになっております。それから、昔は里山からいろんな薪だとか葉っぱ、堆肥だとかを出し

て、そういう里山を非常に大事にし、それからちゃんと手入れをしていたんですけども、その里山も非常に荒廃しております。それから、山間部に人がいなくなったということと、それからハンターが非常に高齢化して、それから人数も非常に減ったということなんですけども、それと今イノシシはもう2年で子供を産むそうです。それも2匹から8匹くらい産むんだそうです。平均にしたら1頭が3頭くらい毎年産むそうです。それで少々捕ってもどんどんふえるということでございます。それだけ繁殖能力が強いという、高いということです。それからこれからもどんどんふえていくということですけども、やっぱりこれにはやっぱり安倍政権ではございませんが、1の矢、2の矢、3の矢、これでもかという4の矢までぐらい持っていかなとできんのかなというふうに思います。

イノシシを減らすには3つの方法があるというふうにある人から聞きましたけども、1つは個体数を減らす、個体数を、とにかく絶対数を減らすということですけども、個体数の管理、それから電柵をしたりいろんなことをしたりして被害を防除する、それが2つ目ですけども、それから3番目はイノシシが好む場所をつくらないと、好む場所、あるいは好きな食べ物があっちゃこっちゃんに落ちていたりしないように、生息地の管理するという、この3つがあるそうなんですけども、もう全てにわたって何をしたらいいのかというのはわかりませんが、やっぱり費用対効果だと思いますが、今やっぱり一番皆さんがやっているのが、トタンを張ったり、あるいはネットを張ったり、電柵をしたりということでございますが、田んぼをつくってそこまですほどの今人手がないんです。もう年寄りばかりでやっているの、それからにしてイノシシは非常に学習の能力がありまして、ちょっとした人間の気がつかないところからでも入ってくるということでございますので、ぜひこの山間部の農業を守っていただきたいと思います。何かの策を講じていただきたいと思います。もう一回、町長。

議長(田村 兼光君) 田村産業課長。(「短く、ぱっと内容の濃いこと言うてくれよ。短く内容のあるものをぱっと言うていかにゃ」と呼ぶ者あり)

産業課長(田村 啓二君) 産業課の田村でございます。

有害鳥獣の被害については、御指摘のとおり大変我々も苦労しているところでございますが、現在の状況だけ御説明申し上げます。町が認定をしております有害捕獲員30名体制で臨んでおります。8月現在まで築上町町内において捕獲された有害鳥獣の実態を申し上げますと、イノシシが20頭、シカ47頭、シラサギ250羽、アライグマ3頭でございます。これは8月末現在でございます。

現在、御指摘のようにいわゆる有害捕獲員の高齢化と数の減少が進んでおりまして、なかなか銃器による、要するにライフル銃の取得が警察のほうの許認可が非常に難しく、こちらがほとんどふえておりません。したがって、現在町のほうで私も産業課で進めているのは、わなの許可の取得者の増加でございます。中山間地域を中心にわなの捕獲する免許を取得をして、わなによる捕獲を一方で進めているところでございます。中山間地域対策につきましては、中山間活性化事業、国の補助事業を受けまして、現在11集落でこの事業を認定を受けまして毎年受講をしているところでございます。集落によっては面積に応じて補助金の額が違いますけれども、それでかろうじて耕作放棄地の拡大を食い止めているというのが現状でございます。

今後、県のほうで有害鳥獣捕獲員のいわゆる免許取得のための助成制度が県のほうから50%出るとい
ことがございますので、こういったものを活用しながら捕獲員の増加、要するに増加をつくっていき
たいということでございます。本年度におきましては、従来の対策に加えまして、いわゆる地区全
体の金網ネット、シカ、もうこれは中心はシカでございますが、いわゆるシカの防護ネットの予
定としては、現在のところ予算上で4,500メートルの予算を確保してございます。ただ要望
が大変多うございますので、これをどの地区にするかということは、現在これから各自治会
との協議をして場所の設定等のことを行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 信田議員。

議員(15番 信田 博見君) 宮下議員から聞いた話なんですけども、岩丸の上のほうではわなを
かけて捕る名人があるそうです。ですから、その近所は余りイノシシの被害がないそうです。
ですから、わなをそういう名人のそのノウハウを教えてもらって、わなをかける。そして、
そのわなの免許を取る補助もいいんですけども、講習とかいろんな手助けができる
ことがあると思うんですね。とにかく個体数を減らせば恐らく被害も減ると思
います。ですからわなも非常にいいと思いますんで、ぜひやっていただきたいと思
います。

ある自治体では、今ハンターが非常に減ったんで職員がハンターになってやっているとい
うところもあるそうでございます。ですから、そんだけ一生懸命にならないとだめだとい
うことだと思いますので、職員のほうもしっかりそこをこころをこめていただ
きたいと思っております。どうして山間部のほうばかりそんなに言うかとい
うと、山間部の人たちは本当に大変なんです。というのが、また田んぼに
してももう下のほうの人たちはほ場整備やら何やらいろいろ税金かけてや
ってくれてます。でも山間部の人たち本当そういうことないんです。小
さな田んぼにコンバインとかバインダー持っててやっているんです。で
すから、見ているだけで非常にかわいそうになってくるんです。ぜひ
お願いいたします。

鳥獣害対策については、以上で終わります。

液肥について、液肥についてはこれは田原議員もちょっと触れましたが、
ちょっと違う観点から質問します。

町長、今議会の最初に広域の環境組合の離脱するというようなことも
触れておりましたし、組合のほうにも循環型をやらんかという提案も
したけどもあんまり聞いてもらえんというようなこと言っていました
けども、そのところもうちょっと説明をお願いしたいと思
います。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には、今旧椎田の分は一応液肥でや
ってます。築城の分が豊前環境組合というところで、みやこ町と
豊前市と築上町、築城の分ですね、一緒に処理をしておる。この
施設が平成5年につくりまして、もう非常に老朽化してきたとい
うことで、延命の工事をやらなきゃいかんと、延命化の工
事ですね。長寿命化の工事を。そのために相当数の出費が要
るであろうということで、かねてから私はこういう多大な
出費があるときは一応離脱をして液肥化に進みますよとい
うことで、従前から通告をしておりました。ちょうど

豊前の市長も変わりまして、後藤市長のほうは若干乗り気でこんなもったいないことはないということで、肥料化をやっていこうという形でございますけど、まだまだ農家のほうがなかなか理解ができてないという状況も、しかし若干今理解をしつつあったという後藤市長からの報告も、みやこもさりとて非常に難しいと、農家が使う気というか、農家からみやこのほうはつくってくれという言葉がないとなかなか事情が難しいという場面があるようでございますけれども、そういう形の中で、今の豊前環境組合がこの液肥化に向かったの事業をするのであれば築城の処理もその方向でいいけれども、もしこれを全く手つかずのまましなければ、うち単独でやってこれを有効に肥料化していくと、築城のほうも非常にある程度声が上がってきております。使いたいということで、また集落営農の法人化もある程度そういうことで法人化していこうという営農組合もございまして、そういうところからちゃんと使っていけば、今の築城の量が6,600トンぐらいございまして、この分は何とか消化できるという自信がございまして。そうすれば、農家は10アール当たり肥料費が1万円かかる人もおろし、1万円弱の人もおりますけれども、この分がいわゆる経費低減になって所得になってくるという形になりますし、この土壌づくりをしながら築城のほうもぜひ友好的に、そして管理費も町のほうは非常に少なく済みます。向こうに今負担しているのは、約5,000万ぐらい負担しております。椎田の分だけの処理費が今三千五、六百万ぐらいしかかかっておりません。散布までしてですね。農家はその間肥料をやらなくてほかの仕事ができるという、そして肥料代は安くつくということで、今引っ張りだこでございますし、だから基本的には今環境組合のほうで僕が了解とっているのは、築城の分を1割だけでも足りないときは椎田の分を使うぞということで、この豊前環境組合のほうには了解をとっておるところでございます。そういう状況でございますので、金のかからない、メンテのかからない、この今の液肥施設というものを友好的にやるためには、組合が取り組まなければ離脱もこれは視野に入れてますよというところで理事会で話をしている。そのうちに議会のほうに相談をして、もしある程度理事会が納得できたら、広域議会のほうに相談をしようと、このような考え方になっておるといことで御報告を申し上げたところでございます。

議長(田村 兼光君) 信田議員。

議員(15番 信田 博見君) いつだったか、有永議員もこの件に関しては質問したと思います。築城のほうも液肥にしたらどうかという話あったと思いますが、今町長は築城のほうから声が上がっているということでございますので、何軒が使っていただければ理解もしてもらえるかなというふうに思うんですけども、需要と供給のバランスですね、しっかりとしていただきたい思います。だから、旧椎田町だけでも冬の間は液肥が少し余り気味なんじゃないかなと思うんです。それで、松林等にもやったりとかたしかしてました。そういうことなんですけども、そういうことをもう今のうちに築城の人たち、築城の農家の方たちとの話し合いをして、そういうふうに松林に投棄したりせんでもいいような状況を今からつくっていけばいいんじゃないかなというふうな、時期が集中するというのもわかるんですけども、どうなんですかね。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) もう今は松林に散布したりはしていない。非常に農家がばかいて使っておるとい

うことで、極力速効たくさんやれるように今回も液肥タンクに1,000キロリッターということでお願いして議決をいただいたところでございますし、とにかく閑散期とストックが溜まるときが出てくるということで、非常にやっぱり今は1,600キロリッターしか貯留ができないということで、閑散期の分をやはり田んぼのほうに大分降らしてもらってる状況もございます。もし満杯になった場合ですよ。しかし、満杯にならないようにしているけれども、まだ今液肥が足りないという状況でございますんで、基本的には1割築城の分を持ってきていいという了解をとっておるんで、できれば多くの液肥をストックしたい、そうすれば農家の希望どおりに一応分配を極力できるようにやりたいというふうなことで、今タンクの設置をお願いしたところでございます。

議長(田村 兼光君) 信田議員。

議員(15番 信田 博見君) そういうことで、我が町で築城の分も全部処理するようになってもならなくてもそういう液肥として使えれるように、組合のほうにももっともっと働きかけていってもいいんじゃないかなというふうに思います。

液肥については、以上で終わります。

議長(田村 兼光君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。これで散会します。皆さん、大変お疲れさまでした。

午後3時12分散会